

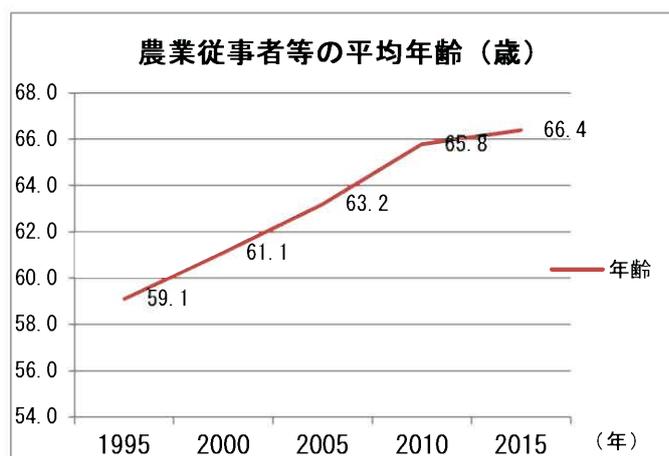
第2章 加東市の農業の現状

2.1 日本の農業を取り巻く現状

(1) 統計情報からの分析



【図 2-1-1 農業就業人口の推移 出典：農林業センサス】



【図 2-1-2 農業従事者等の平均年齢の推移 出典：農林業センサス】

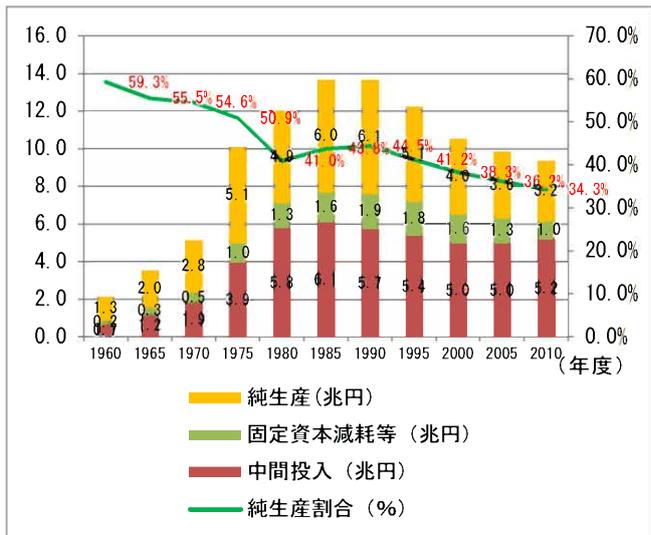


【図 2-1-3 耕作放棄地の推移 出典：農林業センサス】

平成 27 年 (2015 年) の農林業センサスによると、日本の農業就業人口は、平成 22 年 (2010 年) の前回調査から 50 万 9,000 人減少して 210 万人になっています。減少率は 19.5%、平均年齢は 66.4 歳で、前回調査の 65.8 歳よりも高齢化が進行しており、高齢化で農業をやめる人が多い一方、若者の新規就農は伸び悩んでいます。

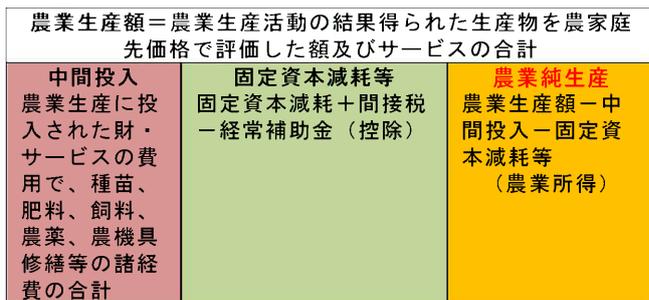
年齢別で見ると、定年を機に就農者が増えた団塊の世代に当たる 65～69 歳 (前回比 6.2%増) を除いて、いずれの世代も前回の調査値を下回っています。65 歳以上は 132 万 6,000 人で、全体に占める割合が 63.5%、39 歳以下の割合は 6.7%にとどまっており、若手の農業者数が伸び悩み、農業を主な仕事にしている基幹的農業従事者は、176 万 8,000 人で 13.8%減少しています。

また、農業従事者の減少に伴い、過去 1 年以上作付けせず、今後も数年間耕作する予定がない耕作放棄地の面積は、42 万 3,100ha と前回の 39 万 6,000ha から拡大し、過去最大を更新しています。



【図 2-1-4 純生産額の推移
出典：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」】

概念図



【図 2-1-5 農業所得のしくみ
出典：農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」】

経営形態別所得比較

単位：千円	農業を主業とする経営体の経営収支	認定農業者のいる経営体の経営収支	個別法人経営の経営収支
農業所得	3,926	3,475	12,503
農業生産関連事業所得	4	26	176
農外所得	545	1,166	752
年金等の収入	987	1,181	923
総所得	5,462	5,848	14,354
租税公課諸負担	924	921	1,847
可処分所得	4,538	4,927	12,507
(参考) 推計家計費	4,342	4,544	5,763
家族農業労働1時間当たり農業所得(円)	888	1,008	2,706

※主業経営体は近畿地方平均
 ※認定農業者は、北海道を除く全国平均
 ※個別法人経営は全国平均

【表 2-1-1 経営形態別個別所得比較
出典：農林水産省「農業経営統計調査」】

平成 28 年 3 月発表の「農業・食料関連産業の経済計算（農林水産省）」によると、国全体の農業純生産は年々減少し、平成 25 年度（2013 年度）では、ピーク時の平成 2 年度（1990 年度）のほぼ半分である 3 兆 2 千億円となっています。農業所得は大きく減少しており、農業経営は非常に厳しい状況となっています。

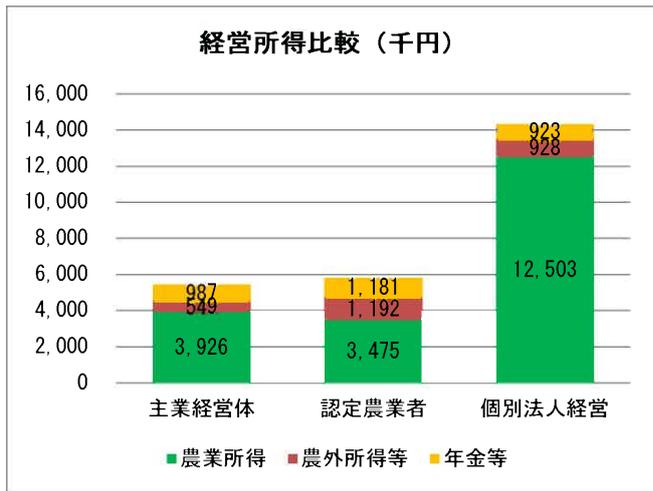
この農業所得の減少は、農産物価格が低下したことや生産量が減少したことに加え、肥料、農薬等の農業生産資材価格が上昇したことが主な要因となっており、基幹作物である米についても価格は低下が続き、多くの農家が米づくりを続けることが困難な水準まで落ち込んでいます。

昭和 36 年（1961 年）頃から農業生産構造も変化し、中間投入の経費や固定資本減耗等の膨張により、農業生産額に対する純生産（儲け）の割合も低下を続けています。

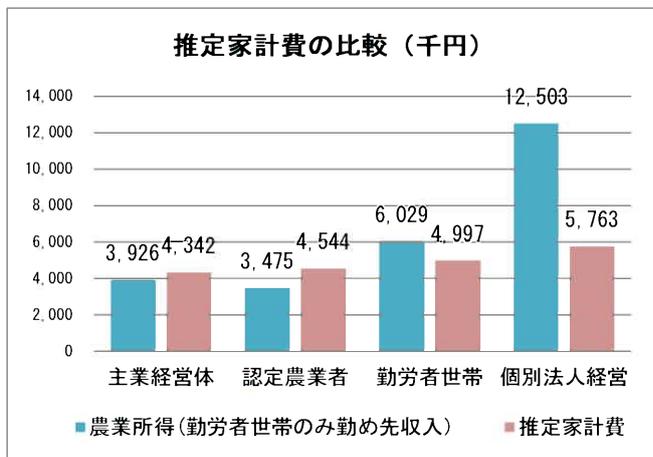
公表されている最新の農業経営統計調査である平成 26 年（2014 年）個別経営の経営形態別経営統計（経営収支）から、農家類型ごとに 1 戸当たり総所得を比較したものが左の表です。

農業を主業とする経営体及び認定農業者のいる経営体の総所得の平均は、いずれも 500 万円を超えていますが、農業経営者の高齢化に伴い、100 万円程度の年金所得が含まれており、農業所得のみでは家計費を賄っていない状況にあります。

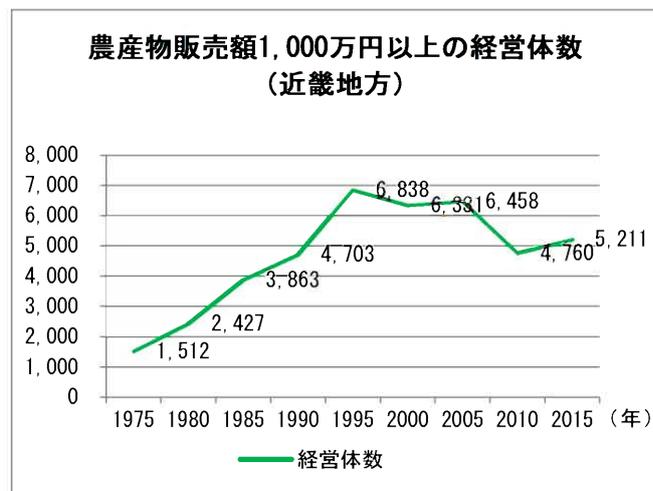
家族農業労働 1 時間当たり農業所得も 1,000 円程度にとどまっており、他産業の最低賃金と大きく変わらない水準です。



【図 2-1-6 経営形態別個別経営所得比較
出典：農林水産省「農業経営統計調査」】



【図 2-1-7 農業所得・勤め先収入と推定家計費の比較】
【出典：農林水産省「経営形態別経営統計（個別経営）」
総務省「家計調査」】H26



【図 2-1-8 農産物販売額 1,000 万円以上の経営体数の推移
（近畿地方） 出典：農林業センサス】

個別法人経営の収支は、年間の農業所得が 1,200 万円を超えており、主業経営体や認定農業者のいる経営体の所得を大きく上回っている実態もうかがえます。

農業所得と勤労者世帯の勤め先収入を比較すると、単純には比べられないことに留意する必要がありますが、主業農家、認定農業者でも勤労者世帯の勤め先収入より相当程度低くなっています。一方で、個別法人経営では、勤労者世帯平均の 2 倍近い所得を得ています。

農林業センサスによると、近畿地方で 1,000 万円以上の農産物販売額のある経営体数は、年々増加を続けていましたが、1995 年（平成 7 年）をピークに横ばい傾向に転じ、2010 年（平成 22 年）には大きく減少しました。最新の 2015 年（平成 27 年）のデータでは増加基調に戻り、1 億円以上の農産物販売額のある経営体数も 214 となっています。

また、耕地面積が 30a 以上であるなど、経営規模が一定以上の「農業経営体」の数は、全国で約 137 万 5,000 と前回調査より 18.1%減少する一方で、法人経営は、2 万 7,000 と 25.5%増加しています。面積が 5ha 以上の経営体の割合も 57.8%で、前回より 6.4 ポイント増え、販売金額の規模で見ても 5 億円以上の経営体が全国で 927 と、前回より約 3 割増えています。



【図 2-1-9 農作業風景 出典：みのり農業協同組合】

統計分析の結果から、農業就業人口の減少に歯止めがかからず、人口のわずか 1.5% の人が食料生産を担っている状況にあるだけでなく、新規就農者など、若い農業者が増えないまま、農業従事者の平均年齢が 70 歳に迫っており、日本の農業を支える経営体の現状は危機的であることが再確認されました。

農業従事者の減少により耕作放棄地が拡大してきた結果、生産基盤である農地の更なる荒廃や、将来の食料安定供給に不安を招く恐れが高まるなどが予想されます。

一方で、経営規模の拡大などにより、販売額を伸ばす経営体も増えており、農業を儲かるビジネスと捉える状況も生まれつつあります。

これらのことから、従来の農業経営の形態では、農業を主業とする経営体や認定農業者のいる経営体でも、家計費を賄うだけの農業所得を得ることができない一方で、経営規模拡大や法人化による合理的な経営形態に転換することで、農産物販売額を大きく拡大し、一般的な勤労者の所得を大きく上回る経営体も増加している状況がうかがえます。

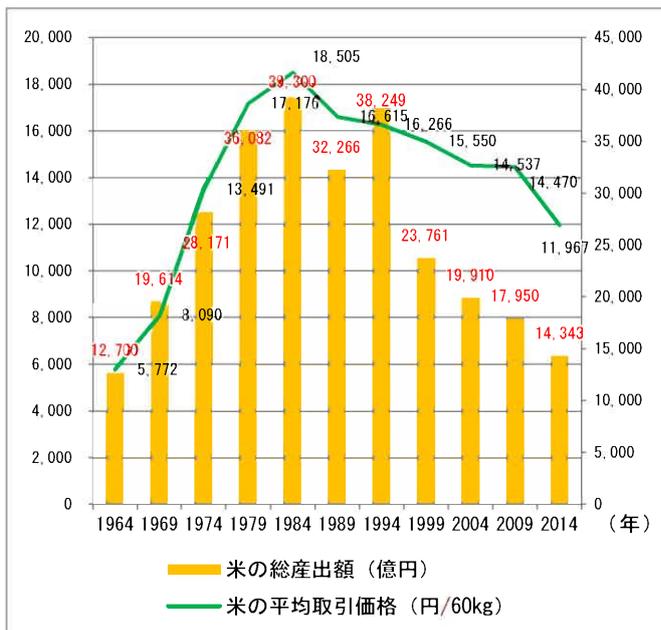
しかし、経営規模の拡大には、多額の投資、借入を必要とすることや、天候に作況を左右されやすく農産物販売価格も不安定な環境など、大きなリスクを抱える側面を合わせ持っており、そのことが若い就農者数の伸び悩みにも影響を与えていることが推測されます。

個別経営の経営形態別経営統計によると、個別法人の経営体の 1 戸当たりの借入金は、2,000 万円を超えており、経営規模拡大により農業所得が増大しても、一方で経営規模拡大に必要な機械資本購入などで借り入れた資金の返済もしなければならず、安定した経営のためには多くの課題が伴います。

また、屋外での厳しい労働環境や作業内容を伴い、気候の変化に機敏な対応を求められるなど、若者の就業したい魅力的な環境とは言えないことも若い就農者数が増えない大きな要因と認められます。

(2) 農産物を取り巻く状況

米の平均取引価格及び農業総産出額の推移



【図 2-1-10 米の平均取引価格及び農業総産出額の推移
出典：農林水産省】



【図 2-1-11 実った稲穂 出典：加東市】

ア 農産物の価格と農業総産出額

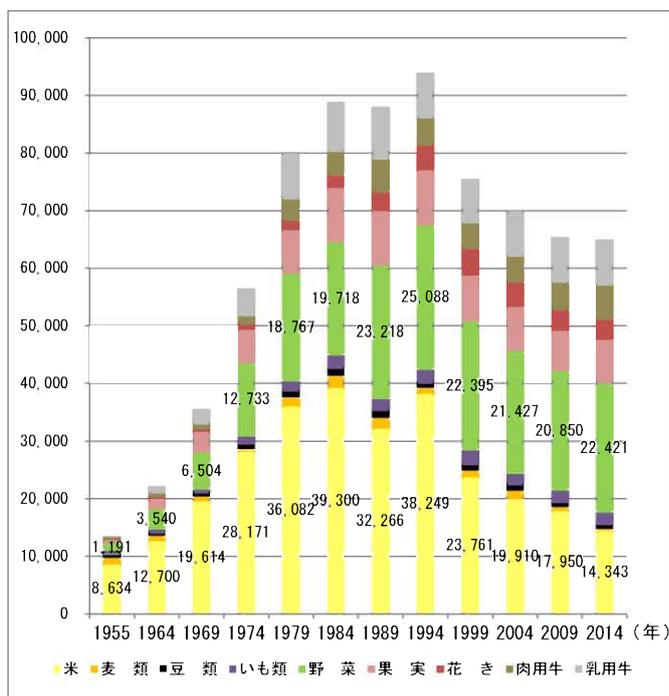
農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量に当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもので、品目ごとの生産量や市場の規模を推し量ることができます。

日本農業の基幹作物である米の農業総産出額と 60 kg 当たり平均取引価格の経年変化を確認すると、昭和 39 年（1964 年）に 5,772 円だった政府買取価格は、年々上昇し昭和 59 年（1984 年）には 18,505 円と 3 倍を超えますが、その後は価格低迷が続いています。平成 16 年（2004 年）の主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）の改正により、政府買入は平成 16 年（2004 年）産米から競争入札方式によることになりましたが、平均取引価格は下落を続けています。

買取価格に連動して米の農業総産出額も増減していますが、平成 6 年（1994 年）以降は、総産出額が縮小し続け、昭和 59 年（1984 年）の 4 割以下となりました。米は、販売価格が安く利益が薄いうえ、市場としても縮小を続けています。

一方で、平成 16 年（2004 年）産米から競争入札方式によることになり、平均取引価格は低下しているものの銘柄や産地によっては、高価格で取引される実態も生まれており、平成 28 年（2016 年）産米の平均取引価格 14,342 円に対し、魚沼産コシヒカリの相対取引価格は 2 万円を超えているほか、他の産地でも対前年比 120% を超える価格で取引されている銘柄が散見されます。

主要農産物の農業総産出額の推移（億円）



【図 2-1-12 主要農産物の農業総産出額の推移
出典：農林水産省】

米以外の主要な農産物の農業総産出額を比較してみると、昭和 44 年（1969 年）頃から徐々に米以外の農産物の総産出額が拡大しており、特に野菜類は、米の総産出額を超え、平成 26 年（2014 年）時点では、農産物全体に対する米の割合が 17.1%にとどまっているのに対し、農産物全体に対する野菜類の割合が 26.8%と全体の約 4 分の 1 を占めており、日本の農産物で最も大きな市場となっています。

これは、米が消費量、取引価格ともに低迷し総産出額が減少に転ずる一方で、道路網整備等により流通環境が改善されたこと、販売店舗の冷蔵設備等の充実、健康食ブームなどにより、野菜類の消費が拡大したことが要因と考えられます。

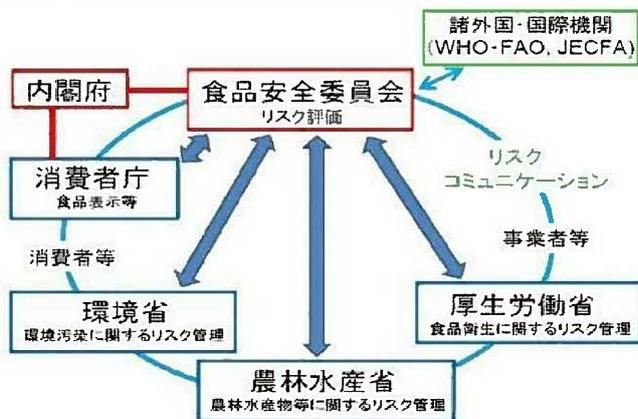
また、鮮度が求められる品目のため、輸入農産物と競合しにくく、相対的な価格が安定していることも市場拡大につながったと考えられます。

日本の農業は、米の生産に大きく依存していましたが、消費量の低下に伴って生産過剰となり、価格低迷と市場規模の縮小が続いています。

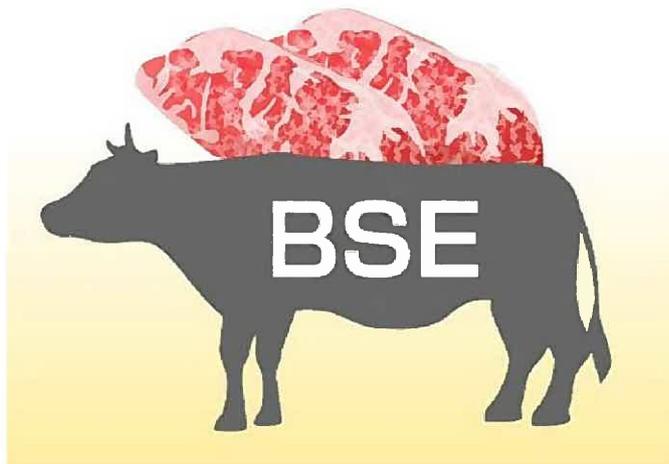
一方、野菜類は、ブランド化の取組により、高価で取引される産地も生まれており、市場規模が拡大しています。



【図 2-1-13 ひょうごの野菜 出典：兵庫県】



【図 2-1-14 食品安全のための連携イメージ
出典：内閣府食品安全委員会】



【図 2-1-15 BSE イメージ 出典：内閣府食品安全委員会】

イ 食の安全・安心の確保

食生活が多様で豊かになる一方で、生鮮食品の消費が減少し、加工食品や外食など、家庭外で調理された食品の消費が増加するとともに、農産物や加工食品の輸入が増加するなど、生産と消費の距離が拡大しています。

平成 13 年（2001 年）頃から、BSE の発生、輸入農産物における農薬の残留、食品の不正表示等、食に対する不安を著しく増大させる事態が相次いで発生したため、消費者の食の安全に対する関心が高まり、国は、国民の健康の保護を最優先として、食品の安全の確保に取り組むため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）を制定し、「食の安全・安心のための政策大綱」をまとめました。

その中で、「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」こそが、農林水産業の発展につながるという方針が示されています。

輸入農産物が増加する状況において、ただ安価だけではなく、安全で安心であることを付加価値とし、消費者に選ばれる農産物を生産することが、より一層強く求められています。



【図 2-1-16 兵庫県認証食品 出典：兵庫県】

地産地消取組のメリット

○高齢者や女性等の活躍の場の創出

小規模農家でも自らの作業能力や農地の状況に合わせて無理なく生産・出荷できる



○自分で価格設定ができるほか、顔が見える関係で主体的に販売可能

安全・安心な農産物の提供や適正な表示に責任をもって取り組みましょう。



○流通コストが節約できるため、農家の手取りが確保できるほか、消費者も新鮮な農産物を割安に入手可能

<従来>

農家→農協→市場→量販店→消費者

<直接販売>

農家 → 直売所 → 消費者

○加工・観光などとも連携し、6次産業化が可能(付加価値化、雇用の確保等)



【図 2-1-17 農産物直売所による地産地消のメリット
出典：農林水産省】



ウ 地産地消

「地産地消」とは、「地域で生産されたものを地域で消費する」という意味で使われています。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まっています。

国は、地産地消を食料自給率の向上を目指し重点的に取り組むべき事項として、「食料・農業・農村基本計画」の中に位置づけて、全国展開等を積極的に推進することとしています。

国の基本計画では、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取組であり、これにより、消費者が、生産者と『顔が見え、話ができる』関係で地域の農産物・食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ることと位置付けています。

産地から消費するまでの距離は、輸送コストや鮮度、地場農産物としてアピールする商品力、子どもが農業や農産物に親近感を感じる教育力、さらには地域内の物質循環といった観点から見て、近ければ近いほど有利です。

また、消費者と産地の物理的距離の短さは、両者の心理的な距離の短さにもなり、対面コミュニケーション効果もあって、消費者の「地場農産物」への愛着心や安心感が深まります。

地産地消のよいところ

新鮮

生産地が近いから新鮮とれたて
おいしさが違います。

安心

作る人と食べる人の顔が見え
信頼と安心を生み出します。

環境

生産地と消費地が近いから
輸送のための燃料消費が
削減されます。

食育

地元の食材を知ることは
地元の素晴らしさを再発見し
子どもたちに食の大切さを伝えます。

元気

地元の農業が活性化して
地域の食文化が守られます。

それが地場農産物の消費を拡大し、ひいては地元の農業を応援することになります。さらに、地元農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃や捨て作りを防ぐことにもなります。結果的に、地場農業を活性化させ、日本型食生活や食文化が守られるとともに、食料自給率を高めることにもなります。

また、生産地で消費する距離が短いということだけではなく、距離に関係なく、コミュニケーションを伴う農産物の行き来を地産地消ととらえることも可能です。

地産地消の主な取組としては、直売所や量販店での地場農産物の販売、学校給食、福祉施設、観光施設、外食・中食、加工関係での地場農産物の利用などが挙げられ、地域農業の活性化だけでなく、多方面での活用に期待できます。

特に、道の駅では、地場農産物の販売による観光振興だけでなく、加工品の販売などによる6次産業化や地域資源の情報発信の拠点としての役割も期待できます。

(3) 農業生産環境の状況



【図 2-1-19 鴨川ダム 出典：加東市】



【図 2-1-20 常田地区 水路保全活動 出典：加東市】



【図 2-1-21 岡本地区奥の池 出典：加東市】

良好な営農条件を備えた農地や農業用水等の農業生産基盤の整備・保全管理は、農業生産力を支える上で重要な役割を担っていますが、老朽化が進行しており、中でも基幹的水利施設は、その多くが戦後から高度経済成長期にかけて整備されてきたことから、現在、老朽化が急速に進行し、更新等が必要な時期を迎えています。

また、経年的な劣化による水路の漏水等も増加傾向にあり、老朽化した農業水利施設の水管理に要する労力が重荷となり、担い手への農地の集積等にも支障が生じる恐れがあります。

農地が持つ保水・貯留機能による洪水・土砂災害の防止、冠水被害の防止等、農地や農業水利施設が多面的な機能を発揮し、地域住民の安全の確保に寄与してきましたが、農業従事者の減少や高齢化に伴うそれらの地域防災力の低下により、自然災害に対する脆弱性が高まっています。

基本的に、基幹的水利施設は、国、地方公共団体、土地改良区により保全管理が行われる一方、地域に密着した農地周辺の水路、農道、ため池等は、集落の共同活動等により保全管理が行われており、「多面的機能支払交付金制度」により、非農家を含む地域住民が行う施設の長寿命化のための補修等の活動が支援され、良好な営農条件を確保する上で重要な取組となっています。



【図 2-1-22 大区画化された水田 出典：農林水産省】

田んぼや畑を大きくして形を整えると農家の作業が楽になります。



【図 2-1-23 決壊した曾我中池 出典：加東市】

今後、農業従事者の減少や高齢化等が進行する中、農業生産力の向上を図り、農業の有する多面的機能を将来にわたって発揮していくためには、生産効率の向上を図る農地の大区画化・汎用化等の農業生産基盤の整備のほか、農地や農業水利施設等の災害を未然に防止・軽減することが不可欠です。

水田の整備は、農業機械による農作業効率の向上を可能とし、労働生産性の向上に大きく貢献してきました。近年、更なる生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化が進められるとともに、担い手農家への農地の集積が進展し、大規模経営体の経営耕地面積は増加していますが、1ha 程度以上の大区画に整備された水田は全体の 1 割にとどまっています。

一方、区画が狭小又は未整備である農地については、耕作を引き受ける担い手も多く見込めず、耕作放棄地の発生割合が高くなる傾向が見られます。

ため池については、決壊した場合に人命・人家等に影響を及ぼす恐れがある警戒すべきため池が多数存在しており、耐震対策を円滑に推進する必要があると同時に、ハザードマップの整備、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた災害対応力の強化により、農業生産基盤の保全を図るとともに、総合的な防災・減災の取組を推進していくことが重要となっています。

(4) 国の農業政策の方向

国は、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を「食料・農業・農村基本計画」に定めています。その計画には以下の方針が示されており、今後も担い手の育成・確保や担い手への農地集積・集約化、担い手に対する経営所得安定対策の推進、多面的機能支払制度の着実な推進が講ずべき施策として盛り込まれています。

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

- (1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保
- (2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承
- (3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓
- (4) グローバルマーケットの戦略的な開拓
- (5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立
- (6) 国際交渉への戦略的な対応

2. 農業の持続的な発展に関する施策

- (1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保
- (2) 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備
- (3) 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保
- (4) 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討
- (5) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
- (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革
- (7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等
- (8) 気候変動への対応等の環境政策の推進

3. 農村の振興に関する施策

- (1) 多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等
- (2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出
- (3) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

4. 東日本大震災からの復旧・復興に関する施策

5. 団体の再編整備等に関する施策

新たな食料・農業・農村基本計画について



【図 2-1-24】 新たな食糧・農業・農村基本計画の概要 出典：農林水産省

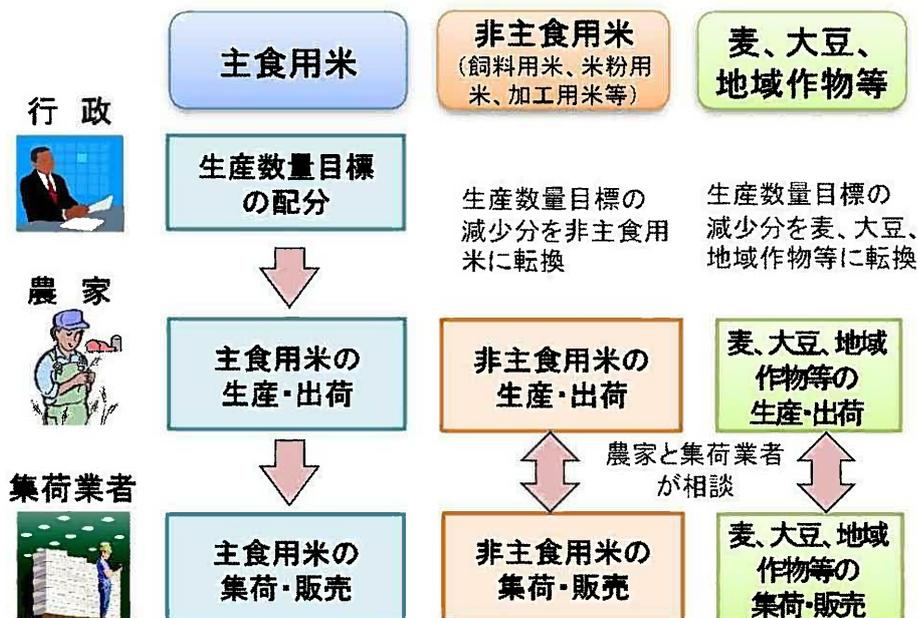
農林水産省が公表している経営所得安定対策等の概要では、生産調整の見直しに伴い、米の直接支払交付金は廃止されますが、認定農業者、集落営農、認定新規就農者等を対象に、水田での麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物に対して交付金を直接交付する戦略作物助成により、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るほか、水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援する二毛作助成や耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）を支援する耕畜連携助成、地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援する産地交付金などの制度を総合的に運用することで、経営所得安定対策を進める方針が示されています。

(5) 米政策の見直し

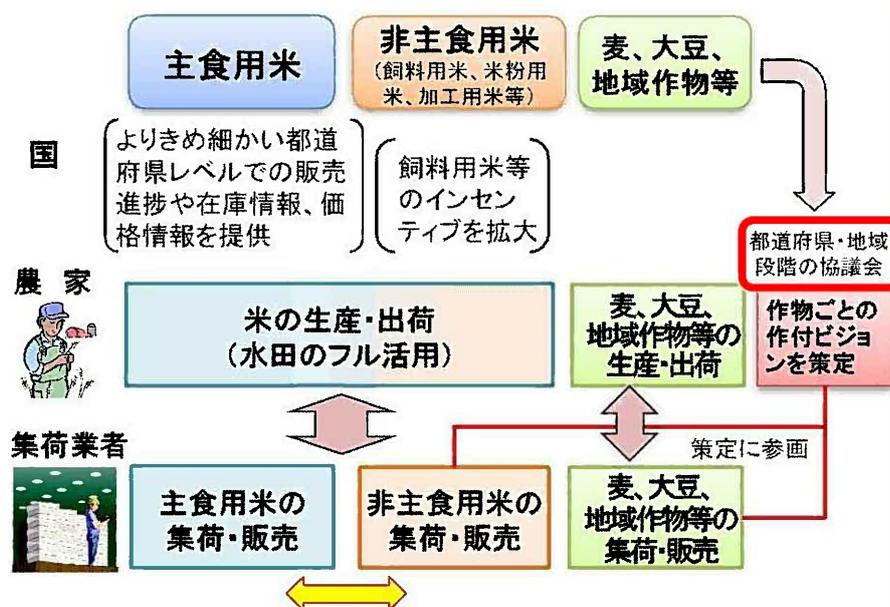
主食用米の生産調整が見直され、平成30年(2018年)産から行政による生産数量目標の配分が廃止されます。

このことにより、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むことが求められています。

〈平成29年(2017)産から〉



〈平成30年(2018)産から〉



【図 2-1-25 生産調整終了後の米の生産のイメージ 出典：農林水産省資料】

主食用米の生産調整が見直されることで、自由に作付けができるようになると、生産量の増加により米価が下落し、作付面積を増やしてもかえって収益減となる恐れが高くなります。

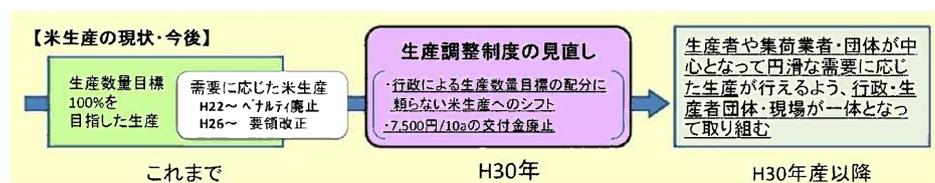
このため、国が示す平成30年（2018年）産からの生産イメージでは、国から全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗・在庫などの情報を提供するとともに、都道府県段階で設立する協議会に集荷業者も加わり、主食用米以外の作物ごとの作付ビジョンを策定することで、需給調整を行うしくみが示されており、国が関与しないだけで、実質的には生産調整が継続されることとなります。ペナルティはありませんが、需給調整に関与しなければ、自ら米価下落を招き、収益が減少するリスクを負うこととなります。

米の1人当たりの年間消費量は、昭和37年度（1962年度）をピークに一貫して減少傾向にあります。昭和37年度（1962年度）には118kgの米を消費していたのが、平成27年度（2015年度）には、その半分以上の55kgにまで減少しており、人口減少が加速するこれからの見越すと、米の需要は、さらに減少することが見込まれ、需給調整は今より厳しくなることが予想されます。

実質的に需給調整は、都道府県単位で設置される協議会の裁量に委ねられることとなりますが、日本海側から瀬戸内・淡路島まで多様な産地を抱える兵庫県では、地域協議会ごとに「水田農業を考える会」を作り、作付計画及び主食用米生産量を決める方向が示されました。兵庫県農業活性化協議会が「地域の水田農業を考える会」設置にむけた勉強会を開催し、本市では平成28年（2016年）12月に農業再生協議会を「水田農業を考える会」として、地域における米の需給調整について検討することになりました。

第2回「地域の水田農業を考える会(仮称)」設置に向けた勉強会
「平成30年以降の望ましい米の需給調整の姿」
の実現に向けた地域への働きかけについて
平成28年9月16日 県農業活性化協議会

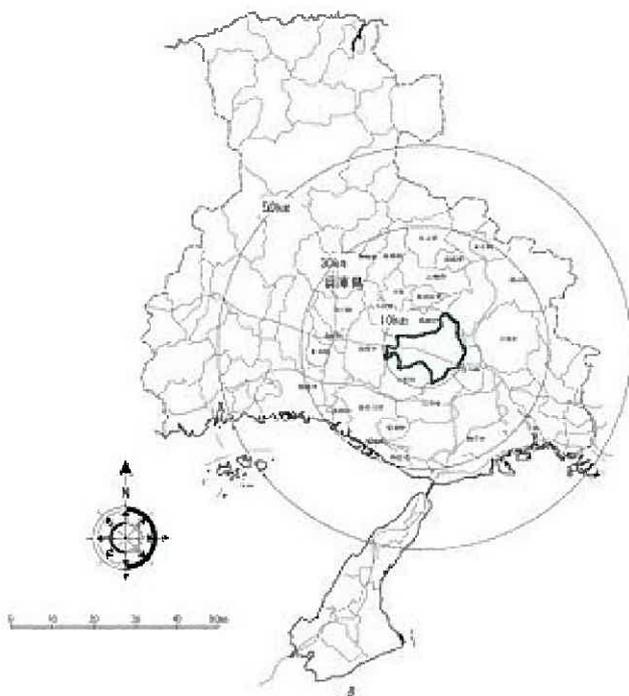
1 米政策見直しの概要



【図 2-1-26 地域農業を考える会設置に向けた勉強会資料 出典：兵庫県農業活性化協議会】

2.2 加東市の農業を取り巻く現状

(1) 自然条件



【図 2-2-1 加東市の位置 出典：加東市 HP】



【図 2-2-2 加東市へのアクセス 出典：加東市 HP】

本市は、兵庫県の南部に位置しており、東北部には中国山地の支脈が北東に伸び、市の中央部から南東にかけては、緩やかな丘陵地が広がっています。

一方で、南西部には加古川沿いの沖積平野が広がっており、地勢の違いが気候や土壌など、生産環境の多様な違いを生み出しています。中山間部と丘陵部の農地は、谷あいにあります、農地は分散傾向にあります、平野部では、高低差のないほ場が広がっており、集団的土地利用に適しています。

気候は、瀬戸内型気候の特色を備えており、比較的降水量が少なく、平均気温は沿岸部よりやや低くなっていますが、四季を通じて温和晴朗で、土地利用型農業を行う環境に恵まれています。

従来は、水稲単作地域で、他の作目の栽培は限られていましたが、米の生産調整が導入されてからは、水稲（酒米）を中心に、麦・大豆・飼料作物・野菜・畜産等の多様な生産が行われています。

社会条件としては、市内に高速道路のインターチェンジが2つあり、国道など、幹線道路の整備も進んでいるため、自動車を利用すれば1時間程度で、大阪、神戸、姫路などの都市圏に到達することができ、近郊農業の条件も備えています。

(2) 農地の状況

加東市内の経営耕地の状況

項目	水田	畑	果樹園	合計
経営耕地面積	2,278ha	45ha	15ha	2,338ha
全体に占める割合	97.4%	2.0%	0.6%	100%

【表 2-2-1 加東市内の経営耕地の状況

出典：農林業センサス 2015】



【図 2-2-3 加古川周辺の農地 出典：加東市】



【図 2-2-4 東条川沿いの農地 出典：加東市】

本市の行政区域面積 15,755ha の内、約 15% に相当する 2,338ha が農地で、加古川周辺や東条川沿いに大きく農地が広がっています。

農業振興地域整備計画は、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画です。

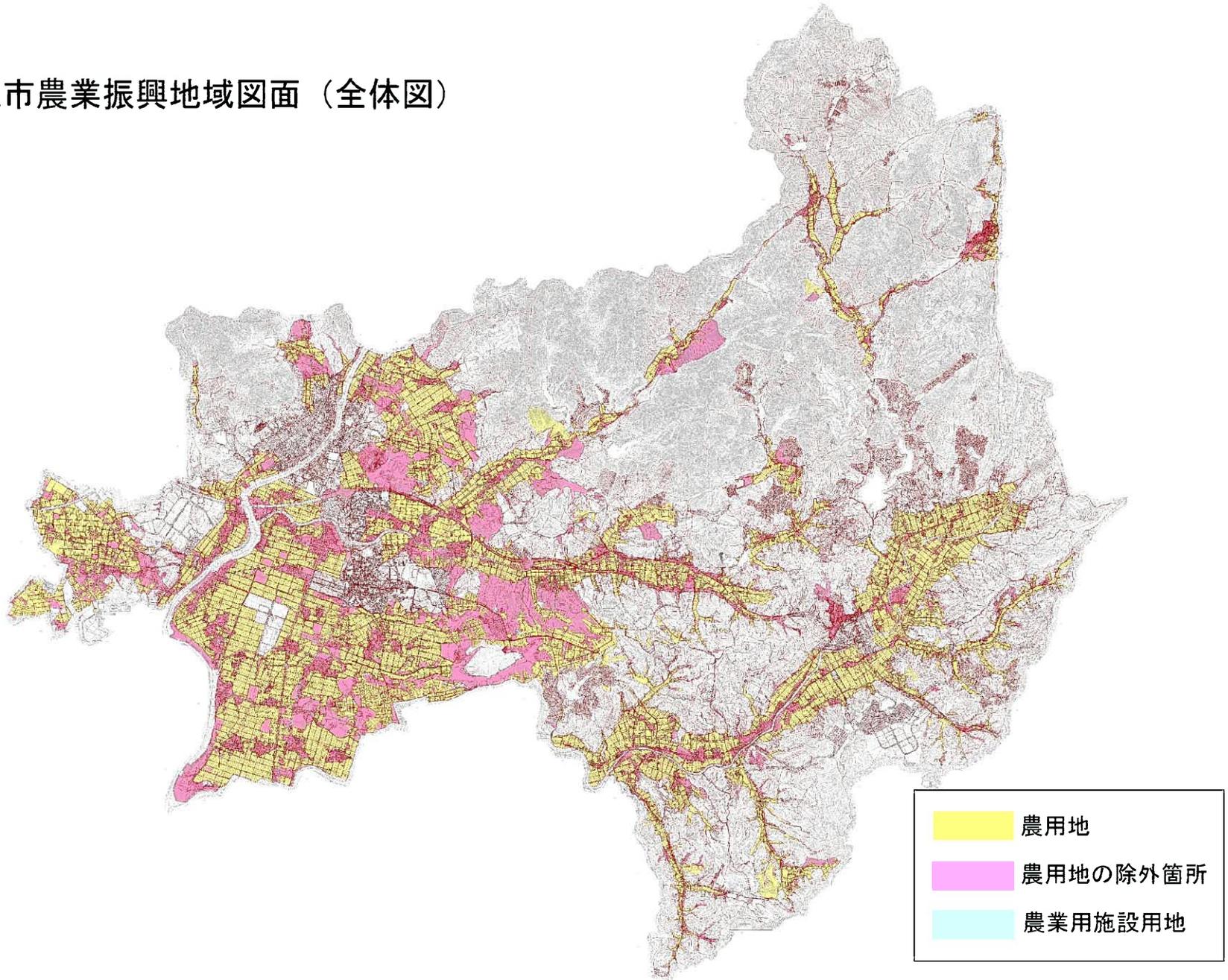
本市の農業振興地域整備計画では、農業上の土地利用の方向が以下のとおり示されています。

ア 農用地等の利用の方針

市の自然的、社会的な条件を踏まえ、都市近郊の立地条件を活かした農業経営を目指し、特に、農業生産基盤の整備を積極的に進め、農業の近代化、省力化を図る。

加古川流域及び東条川流域の農用地は概ね平坦で、土壌や団地性に優っているため、大型機械化体系を確立し、水稻（酒米山田錦など）を主体として、大豆、小麦、花き、野菜、畜産等を取り入れた複合経営を目指す。

加東市農業振興地域図面（全体図）



【図2-2-5 加東市農業振興地域図 出典：加東市】

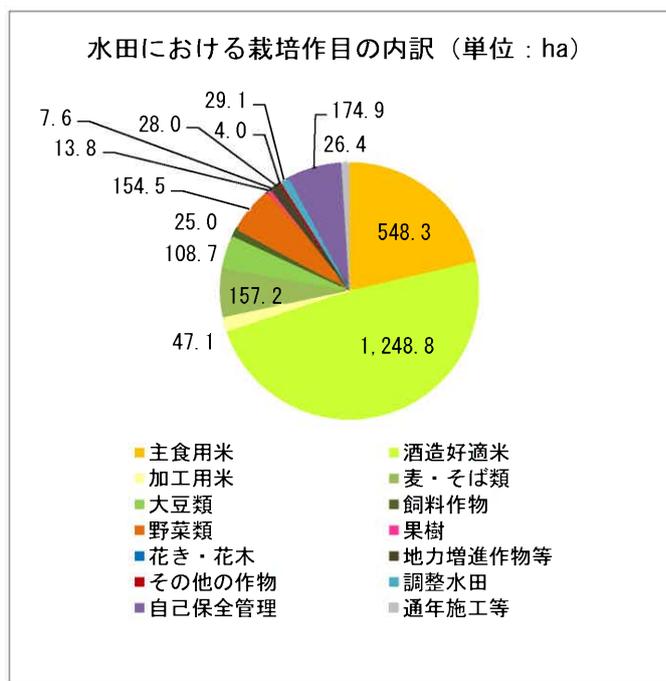
(3) 農業生産の現状

水田作付作目別面積

作目	作付面積	割合
主食用米	548.3 ha	21.3%
酒造好適米	1,248.8 ha	48.5%
加工用米	47.1 ha	1.8%
麦・そば類	157.2 ha	6.1%
大豆類	108.7 ha	4.2%
飼料作物	25.0 ha	1.0%
野菜類	154.5 ha	6.0%
果樹	13.8 ha	0.5%
花き・花木	7.6 ha	0.3%
地力増進作物等	28.0 ha	1.1%
その他の作物	4.0 ha	0.2%
調整水田	29.1 ha	1.1%
自己保全管理	174.9 ha	6.8%
通年施工等	26.4 ha	1.0%
水田合計	2,573.4 ha	100.0%

※農林業センサスの水田面積は、桁以下切り捨てで集計するため本表の水田合計面積と相違します。

【表 2-2-2 平成 28 年度水田作付作目別面積
出典：平成 28 年度水田システムデータ】



【図 2-2-6 水田での栽培作目別作付面積の内訳】

本市の農地は、大半が水田となっており、水稲のほかにも転作により様々な作物が作付けられています。

水田で作付けされる作物では、水稲が圧倒的に多く、飼料用米を含めると全体の 7 割を超えています。中でも、酒造好適米は、水田作付面積の半分に相当する 48.5% を占めており、本市の主要作目となっています。

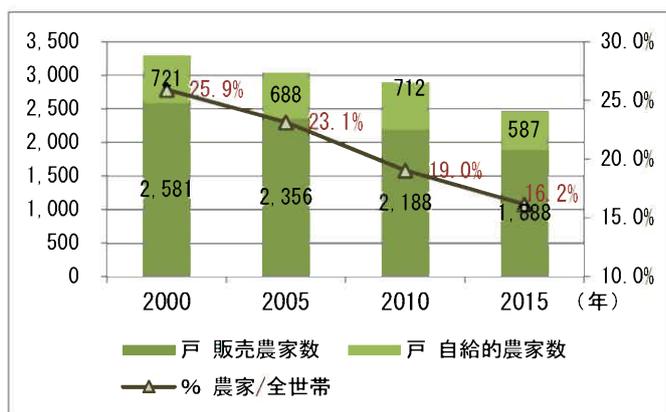
主食用米は、水田作付けの 21.3% ですが、国の在庫増と需要減により価格が低下傾向にあり、需給バランスも不透明なことから、これからの主食用米生産の方向性については、慎重に検討する必要があります。

水稲のほかでは、平野部を中心に集団転作による麦類や大豆類も栽培されており、野菜類も 154.5ha 栽培されている一方で、何も栽培しない調整水田や自己保全管理なども 200ha を超えており、耕作放棄地とならないよう適切な管理が求められます。

水田以外では、畑で茶、果樹園で桃、ぶどうなども栽培されており、畜産では、10 戸の酪農家が乳牛 304 頭、肥育牛 18 頭を飼養していますが、近年の鳥インフルエンザの影響から廃業が相次ぎ、養鶏農家は 0 戸となっています。

(4) 経営体の状況

◇農家数と全世帯に対する農家の割合の推移



【図 2-2-7 農家数と全世帯に対する農家の割合の推移

出典：農林業センサス】

◇専業農家と兼業農家の状況

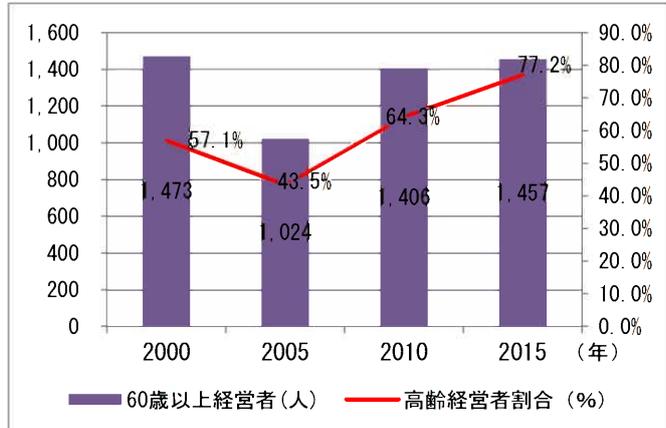


【図 2-2-8 専業農家と兼業農家の状況 出典：農林業センサス】

◇農業経営者高齢化の状況

年度	2000	2005	2010	2015
60歳以上経営者(人)	1,473	1,024	1,406	1,457
高齢経営者割合	57.1%	43.5%	64.3%	77.2%
従事者平均年齢	52.8	66.6	68.8	67.9

【表 2-2-4 農業経営者高齢化の状況 出典：農林業センサス】



【図 2-2-9 農業経営者高齢化の状況 出典：農林業センサス】

全国的な傾向に漏れず、本市も年々農家数が減少し、20年前には全世帯の約26%であった農家の割合も、16%程度にまで減少しています。

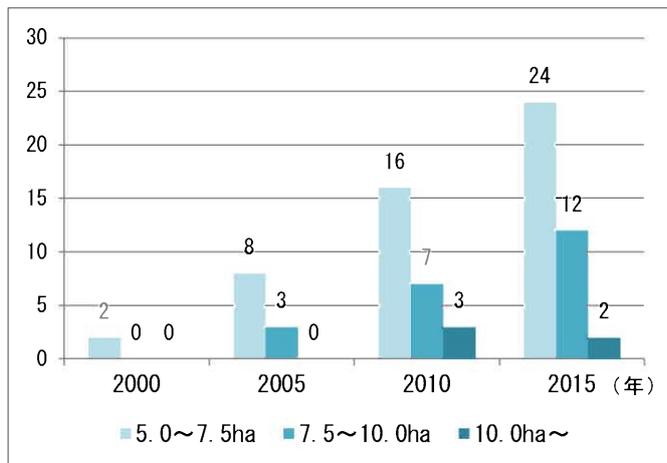
兼業農家は減少する一方で、専業農家が増加していますが、これは、退職後に主業が農業となった農家の増加に起因するものと考えられ、一概に好ましい傾向とは捉えられません。むしろ団塊の世代が後期高齢期を迎えると、一気に地域農業の担い手を失う恐れが高いため、組織的な経営体の育成などを進める必要があります。

農業経営者高齢化の状況については、60歳以上の高齢経営者の割合、農業従事者の平均年齢はいずれも上昇を続けており、特に、従事者の平均年齢は、65歳を超え70歳に達しようとしています。農業者の高齢化は、本市においても極めて深刻な段階を迎えています。

アンケート結果では、回答者の平成29年(2017年)4月1日現在の年齢が、60歳代39.6%、70歳以上35.2%となり、60歳以上が全体の74.8%となっています。

(5) 担い手の状況

◇5ha以上の経営規模の経営体の状況（組織）



【図 2-2-10 5ha以上の経営規模の経営体の状況
出典：農林業センサス】

◇500万円超販売経営体の状況（体）



【図 2-2-11 500万円超販売経営体の状況
出典：農林業センサス】

図 2-2-8 専業農家と兼業農家の状況では、兼業農家が減少している状況です。その農地が担い手となる経営体に集約されなければ、耕作放棄地が拡大する恐れがあり、さらに担い手の確保と経営規模の拡大を進めなければなりません。

経営規模が 5.0ha を超える経営体が徐々に増加しており、10.0ha を超える経営体も出てきましたが、市内農業者の高齢化が進展している中、まだまだ担い手が十分と言える状況ではありません。

また、経営規模を拡大しても農業所得が向上しなければ地域農業は維持できません。年間に 500 万円以上の販売額のある経営体の戸数と販売農家に占める割合を比較すると、大規模農家の増加とは連動していません。これは米価の下落低迷による販売額の伸び悩みが原因と思われ、平成 27 年（2015 年）には規模拡大の効果から販売額の状況も改善しつつあります。

アンケート結果では、自作地の拡大を予定している方は、全体の 5.3%、予定していない方が 81.0%となっています。

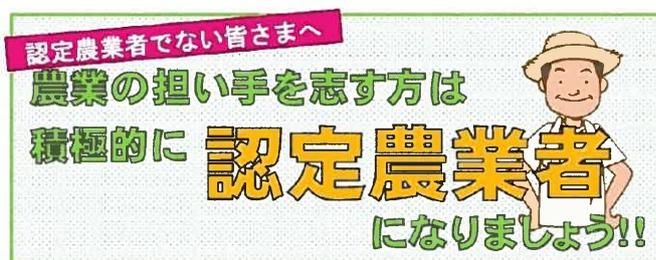
◇認定農業者等の状況

認定農業者（法人）	7 法人
認定農業者（個人）	23 人

【表 2-2-3 認定農業者等の状況 出典：加東市】



【図 2-2-12 JAみのり青年部 出典：みのり農業協同組合】



【図 2-2-13 ゲタ・ナラシ対策の交付対象者 出典：農林水産省】

認定農業者については、5 年ごとにその認定を更新する制度内容となっており、特に、個人の認定農業者が高齢化などにより更新しない事情もあるため、新規の認定はあるものの、全体として認定農業者数が伸び悩む傾向があります。

また、現在の認定農業者の多くは、定年退職後の認定が多く、他の職業を辞めてまで農業を主業としようとする人の絶対数が少ないことも伸び悩みの一因であると考えられます。

認定農業者は、認定希望者が提出する「農業経営改善計画」の内容を本市が審査して認定を行います。計画には、作付ける栽培作目とその面積に基づく生産量や農業所得の現状と 5 年後の目標を盛り込むだけでなく、機械資本、年間労働時間の現状と目標やそれを達成するための生産方式の合理化の方向も示すことになっており、計画の実効性が見込めなければ、現実に農業経営の改善が達成できないため、認定に向けて認定候補者への経営指導を強化することなども重要です。

認定農業者になれば、ゲタ・ナラシ対策の対象となり、有利な助成措置を受けることにより、安定的な農業経営にも結び付くことから、担い手となる認定農業者の確保が急がれます。

◇集落営農組織、共同化の状況

◆集落営農組織

	組織名	水田面積
1	農事組合法人 曾我営農組合	18ha
2	農事組合法人 ファームイナオ（稲尾）	5ha
3	株式会社岡本営農互助会	4ha
4	山国担い手組合	9ha
5	田中営農組合	11ha
6	窪田営農組合	17ha
7	沢部営農組合	12ha
8	福吉地区営農組合	12ha
9	上田地区営農組合	18ha
10	大門営農組合	14ha
11	西古瀬営農組合	16ha
12	中古瀬営農組合	13ha
13	東古瀬営農組合	13ha
14	上鴨川営農組合	21ha
15	河高営農組合	14ha
16	農事組合法人稲尾下営農組合	16ha
17	木梨開拓地営農組合	1ha
18	屋度麦秋会	3ha

◆生産集団（団地面積を表示）

	組織名	水田面積
1	下三草営農組合	5ha

◆機械共同利用

	組織名
1	貝原コンバイン共同組合
2	野村営農組合
3	久米農機具利用組合
4	藤田農業者互助会
5	高岡農機具利用組合
6	穂積農機具利用組合
7	大谷営農組合（新定）
8	森営農部会
9	藪農機具共同利用組合
10	はしかの里営農組合（掬鹿谷）

【表 2-2-4 集落営農組織、共同化の状況 出典：加東市】

集落営農組織や機械共同利用の取組は、市域の南西部に集中していますが、これは、南西部の地勢が加古川沿いの平野で、土地改良事業により整備された高低差のない農地が広がっていることから、集団的土地利用が容易な環境にあることが要因であると考えられます。

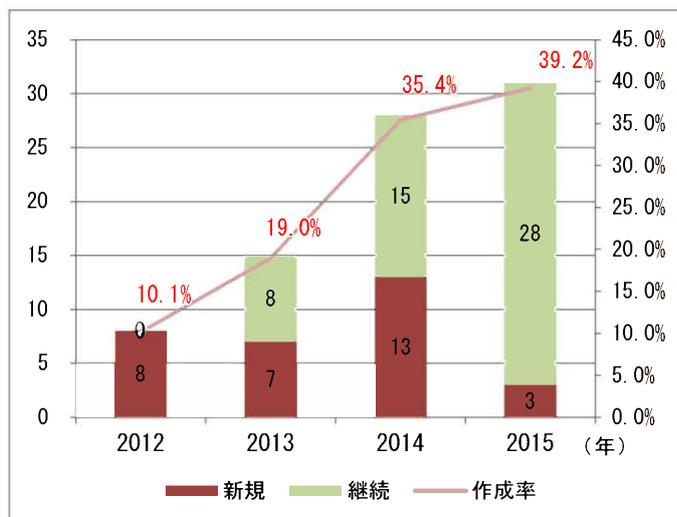
特に、福田地区一帯では、平成の初め頃から集落営農の組織化に取組み、福吉地区営農組合の活動が農林水産大臣賞を受賞するなど、早くからブロックローテーションによる集団的土地利用や機械の共同利用が進められてきました。

一方で、市域北東部の地勢は、中山間地や丘陵地であるため、谷あいでは農地が分散傾向にあることから、農地の集約化、集団的土地利用の効果が薄いため、集落営農組織や機械共同利用の取組が進んでいないと考えられます。

土地利用型農業で所得を確保するためには、経営規模の拡大や経費の削減など、経営の合理化を求められますが、集落営農組織や機械共同利用の取組は、農地の集約化、農業機械などへの資本投資負担抑制に効果が高く、共同で地区全体の農地を耕作するという理念により、農業経営が維持継続されやすく、組織内の農業従事者が高齢化しても、新しい担い手が経営農地を引き受けやすい環境を確保することができるため、地域の実態に即しつつ、取組地区の増加を推進していくことが重要です。

(6) 人・農地プラン策定取組の状況

◇人・農地プラン作成地区数の状況（地区）



【図 2-2-15 人・農地プラン作成地区数の状況 出典：加東市】



【図 2-2-16 人・農地プラン作成イメージ 出典：兵庫県】

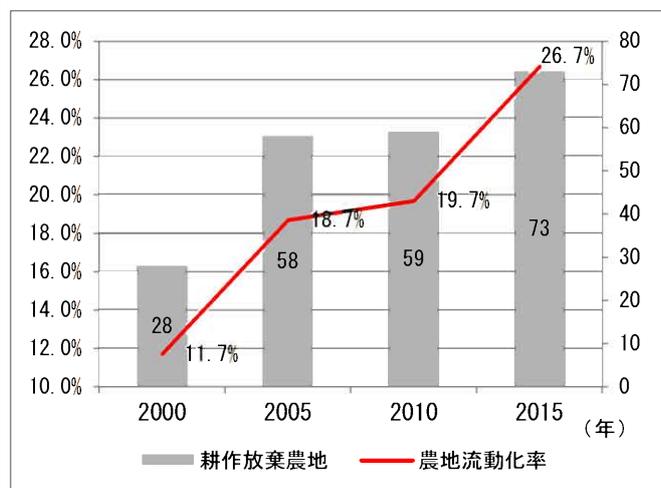
農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。国は、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を働きかけています。

本市には、集落を基調とした農会が 79 組織あり、平成 28 年度（2016 年度）末時点で、そのうち約 4 割に相当する 35 組織がプランを作成しています。

プランの作成により、地域の担い手を明確にし、その担い手へ積極的な農地の集約を行うなど、地域農業の課題解決を図るためには、プラン作成の取組が不可欠なため、市内の農会すべてで積極的なプラン作成の取組が必要です。

(7) 農地の流動化と耕作放棄地の状況

◇農地の流動化と耕作放棄地の状況（ha）



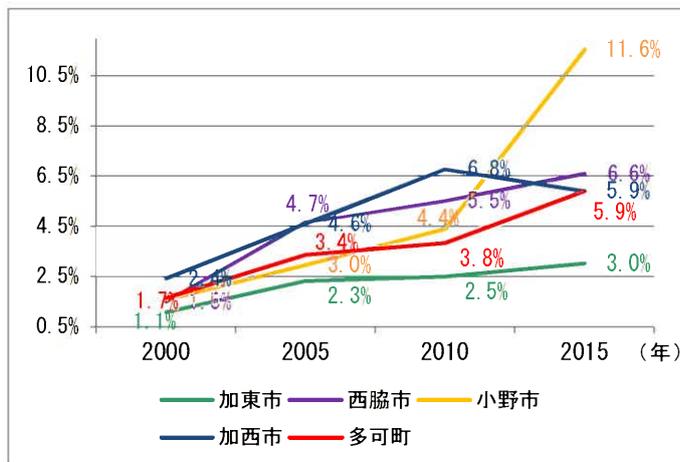
【図 2-2-17 農地の流動化と耕作放棄地の状況

出典：農林業センサス】

農地を担い手に集約して規模拡大を進め、合理的な農業経営により農業所得を安定させるためには、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の制度を活用し、賃借権や使用賃借権など、利用権の設定及び利用権設定の受け皿として、集落営農組織の法人化を積極的に進める必要があります。

◇近隣団体との比較

(耕作放棄地の面積割合の状況)



【図 2-2-18 耕作放棄地の面積割合の状況
出典：農林業センサス】



【図 2-2-19 農業委員による農地パトロールの状況
出典：加東市農業委員会】

高齢化などによる零細な兼業農家の減少とともに利用権の設定が進み、農地の流動化率は本市耕地面積全体の25%を超えましたが、農家数の激減や担い手不足の状況から、さらに農地の流動化を推進し、規模拡大による担い手の経営基盤強化を図らなければ、耕作放棄地の拡大も懸念されます。

本市においても、土地改良事業未整備田など、生産条件の悪い農地を中心に耕作放棄地が年々増加していますが、近隣他団体と比較すると、全耕地面積に対する耕作放棄地面積の割合が相対的に低くなっています。これは、土地改良事業の整備率など、各団体の生産環境の違いなどにもよりますが、農業委員を中心とした農地パトロールや是正指導など、地道な活動の成果であると考えられます。

今後も、離農する農家の農地を利用権設定によって担い手へと集積するための相談や調整と、引き受け手の見込めない生産条件の悪い農地の適切な管理についての指導などを強化することにより、耕作放棄地の拡大を抑制していく必要があります。

アンケート結果では、5年後の農地の管理方法が、自身及び後継者で行うと回答した方が、全体の71.4%あり、耕作放棄地も止むなしと回答した方が4.7%となっています。

(8) 特産となる作物の生産状況

◇酒造好適米生産の状況

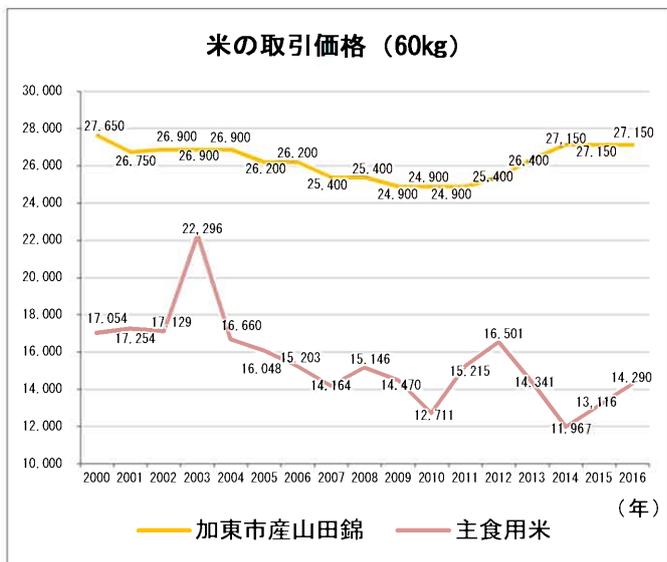


※JA 集荷数量で他の集荷業者の数量は含まれていません。

【図 2-2-20 加東市産山田錦出荷数量の推移

出典: みのり農業協同組合】

◇加東市産山田錦取引価格の推移



※主食用米の H12 から H17 年産米は、自主流通米平均価格。

H18 年産以降は、年産別全銘柄の相対的取引平均価格。

※加東市産山田錦は、特上等級の価格。

【図 2-2-21 加東市産山田錦取引価格の推移

出典: みのり農業協同組合 農林水産省】

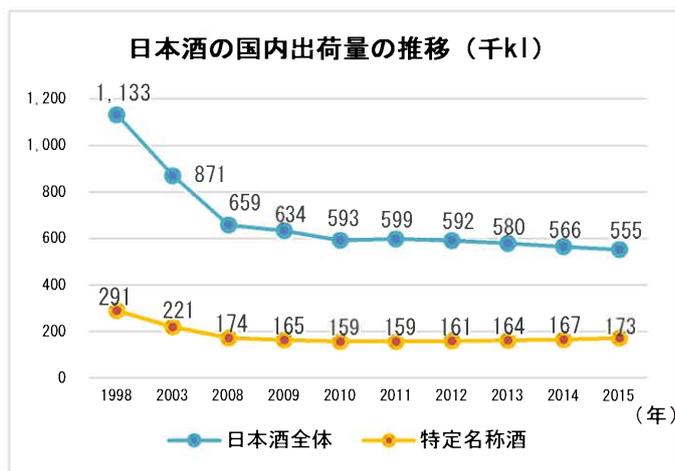
本市の農産物においては、「山田錦」、「愛山」など一般的に酒米と呼ばれる酒造好適米が特筆すべき特産となる作物です。

市内では古くから酒造好適米が栽培されており、その品質の高さが全国屈指の酒どころ灘五郷にも認められ、特定の産地と蔵元が契約を結んで良質の酒造好適米を取引する「村米」制度が定着しています。

兵庫県が昭和 3 年（1928 年）に酒造米試験場を現加東市にある加東郡福田村に設置し、加東市出身の藤川禎次氏が品種改良に成功したことで、昭和 11 年（1936 年）に酒米の王者と呼ばれる「山田錦」が誕生しましたが、誕生から 80 年以上経た現在でも、国内で生産される酒造好適米の中で、最も高い品質が評価されており、中でも兵庫県産山田錦、とりわけ北播磨地域で栽培された山田錦は、特等、特上以上の等級の割合が高く、全国新酒鑑評会で連続して金賞を受賞している銘柄の中にも北播磨地域産山田錦を使用した蔵元が多く見受けられます。

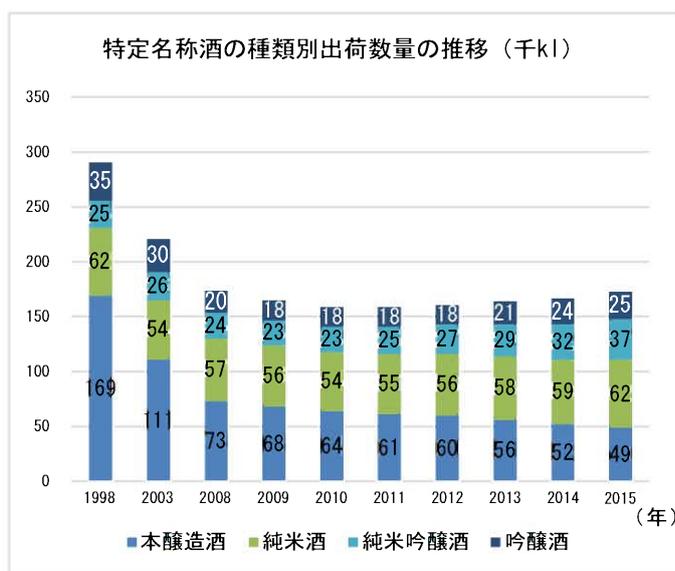
さらに、戦前の「村米格付表」をもとに、同じ兵庫県産山田錦にもランクがつけられ、現在ではさらに A の a から A の b、A の c の 3 地区にクラス分けされていますが、最高ランクの A の a は、別名「特 A 地区」と呼ばれ、加東市と三木市内にしか指定されておらず、いわば最上の山田錦の産地として、全国の蔵元の垂涎の的となっています。

◇日本酒の国内出荷量の推移



※清酒は、一般酒のほか、原料米及び製造方法などの諸条件（原料、精米歩留）により、吟醸酒、純米吟醸酒、純米酒等8種類に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。
 【図 2-2-22 日本酒の国内出荷量の推移
 出典：農林水産省】

◇特定名称酒の種類別出荷量の推移



【図 2-2-23 特定名称酒の種類別出荷量の推移
 出典：農林水産省】



【図 2-2-24 精米された加東市産山田錦】

日本酒の消費量が低迷を続ける一方で、吟醸酒など高級酒の需要が高まっており、海外輸出も増加していますが、高級酒の醸造には品質の高い酒造好適米の使用が不可欠です。山田錦の品質は、栽培する地域の気候と地形、土壌に大きく左右されることが知られており、近年、県外でも生産され始めましたが、兵庫県産山田錦は、品質の高さで全国平均を大きく上回っています。

酒造好適米の実需者は、全国の蔵元であるため、消費者や蔵元に加東市産山田錦の品質の高さを認識してもらえよう、他産地との差別化によるブランド力向上を図る必要があります。

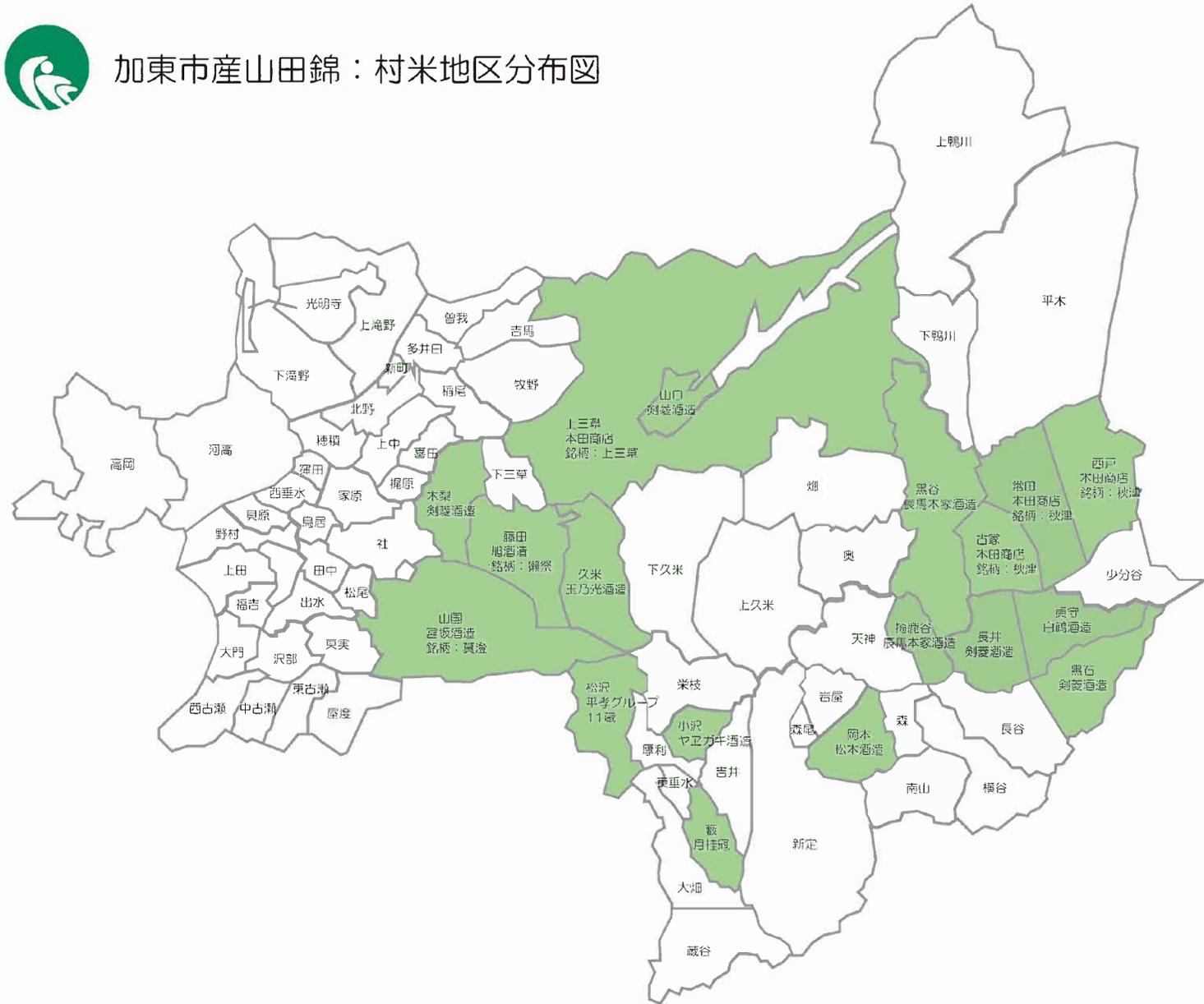
また、蔵元の望む品質と量を確保するため、新たに、村米に取り組む組織を増やしていくことも重要です。

地理的表示（GI）の登録を目指すと同時に、高品質の生産物が、栽培する地域の気候や地形、土壌など、全ての自然環境によって育まれていることへの認識を強めるテロワールの考えを定着させることにより、本市産山田錦の価値をより高める工夫についても検討の余地があります。

平成 30 年（2018 年）から米の生産調整への国の関与が終了し、主食用米については、需給関係から米価が不安定になることが予想されますが、市内では、主食用米が水田作付の 21.3%と酒造好適米の 48.5%を大きく下回っています。山田錦は、長稈品種で倒伏しやすく栽培が難しい面はありますが、主食用米に比べて高値で取引されます。



加東市産山田錦：村米地区分布図



【図2-2-25 加東市産山田錦：村米地区分布図 出典：加東市】



【図 2-2-26 山田錦契約栽培のぼり 出典：みのり農業協同組合】

◇その他の特産農産物の状況

特産農産物	栽培面積
たきのなす	39 a
ピーマン	27 a
山の芋	120.7 a
播磨やしろ茶	200 a
ぶどう	208 a
やしろのもも	580 a

【表 2-2-5 平成 28 年度特産農産物の栽培状況
出典：みのり農業協同組合】



【図 2-2-27 完熟白桃ジャムももっ子】

平成 26 年 (2014 年) 産から始まった生産数量目標枠外の酒造好適米制度により、特産である山田錦の増産が可能となりましたが、今後の酒造好適米の需給見通しも不透明な面があり、主食用米と酒造好適米を合わせて、米の生産計画を立てる必要があります。

また、市内でも酒造好適米の栽培に適している地域とそうでない地域があるため、適地適作となる作付けの必要性についても検討が必要です。

酒造好適米以外の特産農産物としては、東条地域で栽培されている「山の芋」、滝野地域の「たきのなす」、社地域の「桃」などがあり、みのり農業協同組合に部会を設置して生産振興を進めていますが、生産者の高齢化や部会員の減少などにより、特産農産物の生産拡大が進んでいません。

特産物の加工品として、「やしろのもも」で作った「白桃ジャム」や山田錦の米粉をブレンドした「伝の助うどん」のほか、地元の米と水で味わい深い地酒も造られています。6 次産業化を進めていくうえでも、さらに地域の農産物を使った魅力ある加工品の開発を進めていく必要があります。



【図 2-2-28 ひょうご推奨ブランドロゴ】

食品名	受証者名称	食品区分	主な販売場所
おみそちゃん (青大豆入り 900g)	三尾のロ グループ	農産加工	道の駅とうじ ょう、とどろ き荘
完熟白桃ジャ ムもっ子	やしろ 加工部会	農産加工	道の駅とうじ ょう、ふれす こ社店、加東 営農経済セン ターほか
ブリランテ・ジ ェラート(各 種)	有限会社 ブリランテ	畜産加工	ブリランテ、 道の駅とうじ ょう、ボンマ ルシェほか

【表 2-2-6 ひょうご推奨ブランド加東市産食品認証状況
出典：兵庫県】



【図 2-2-29 ひょうごの 6 次産業化事例集 出典：兵庫県】

兵庫県では、平成 16 年（2004 年）7 月に「ひょうご食品認証制度」を創設し、安全・安心で個性・特長がある県産食品を「兵庫県認証食品」として認証していますが、本市産の農産物を使用して認証を受けた食品はまだまだ少なく、認証を取得する農産物や食品を増やしていく必要があります。

また、観光協会など関係機関と本市オリジナルのブランド認証制度の取組について検討を進めることも必要です

本市での 6 次産業化の取組としては、牧場直営ならではの搾りたて生乳をふんだんに使い、地元産の桃や黒豆、ぶどう、自家栽培のかぼちゃなどを練りこんだ、こだわりのジェラートを製造販売する有限会社ブリランテがあり、兵庫県の 6 次産業化事例集でも紹介されました。

このような取組をさらに増やしていくことで、地域農業の活性化が期待できます。

(9) 地産地消及び食育・健康食推進の取組状況

◇農産物直売所の状況

◆市内農産物直売所売上の状況（千円）



【図 2-2-30 市内農産物直売所売上の推移】



【図 2-2-31 ふれすこ社店】



【図 2-2-32 コスモスの館】

市内には、みのり農業協同組合の農産物直売所「ふれすこ社店」があり、平成 20 年(2008 年)から、地元でとれた安全・安心な農産物を市民に供給し、地域の特産品や加工品を販売することで、地産地消に取り組んでいます。

また、中国縦貫自動車道ひょうご東条インターチェンジに隣接する「道の駅とうじょう」では、本市とみのり農業協同組合等が出資する(株)夢街人とうじょうが農産物直売所「コスモスの館」を経営しており、市民だけでなくゴルフなど、観光で本市を訪れる多くの人に市内の新鮮な農産物を販売しています。

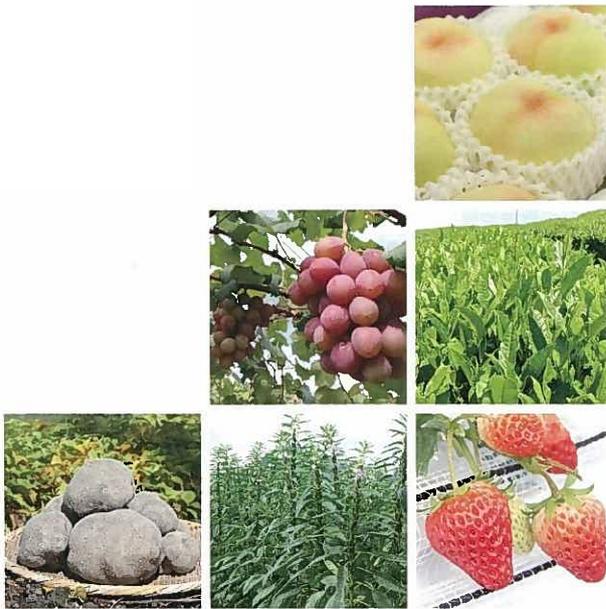
販売エリアの規模が違うため、売上の額も違いますが、ふれすこ社店は、年間の売上が 2 億円、コスモスの館は 1 億円を超えており、いずれも売上が増加しています。

「コスモスの館」では、売上の増加に対応して、平成 28 年(2016 年)12 月に売り場を移転拡張しましたが、生産者組織「コスモス会」が、農産物を供給するしくみとなっており、売上の増加に対応した農産物の生産が求められるため、会員の増加を目指しています。

両店とも、いつでも申し込めば加入販売が可能なくみになっており、ふれすこ社店では、毎年 20 人程度の新規参入があるものの、同程度の脱退があり、登録農家数は横ばい状態にあります。



【図 2-1-33 道の駅とうじょう 出典：㈱夢街人とうじょう】



【図 2-1-34 加東市の農産物 出典：みのり農業協同組合】

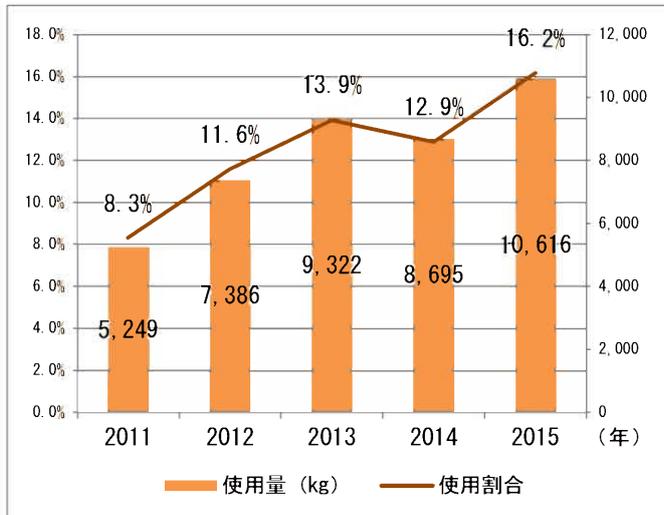
今後の売上増加に対応するためにも、登録農家の増加を図っていく必要がありますが、販売するためには、自家菜園で収穫した残り野菜を提供する程度の品質では消費者のニーズに応えられないため、販売する農産物の品質を向上させる努力が必要です。

また、多くの消費者が加東市産の農産物を購入し、多くの農家が年間を通して農産物を出荷できるようにするためには、農家が高品質で均一な農産物生産の努力をするだけでなく、本市内の各営農組合・担い手農家等に対し、地域風土に合い、地域ぐるみでの将来的な特産地化を目指した新しい作目の栽培導入に取り組むほか、季節ごとの販売品目の調整や端境期を短くするための栽培計画を提示するなど、直売所の仕入れ担当者によるきめ細かな指導が必要不可欠です。そのためには、農業改良普及センターやみのり農業協同組合、直売所の連携を強化し、生産者への営農指導を行うとともに、販売促進を進めることも重要です。

端境期の課題については、ほとんどの直売所が抱えている問題であり、それを解消するためには、ハウス栽培等による周年栽培を通じての安定供給という生産者の努力が必要になります。みのり農業協同組合では、栽培者向けに、講習会等の開催、機械貸出支援、レンタルハウス助成などを進めています。

◇農産物直売以外の地産地消の取組

◆学校給食に使用した本市産野菜の量と使用割合の状況



【図 2-2-35 学校給食に使用した加東市産野菜の推移
出典：加東市教育委員会】



【図 2-2-36 学校給食風景 出典：加東市教育委員会】

◇安全・安心な農産物供給の取組



【図 2-2-37 ひょうご安心ブランドロゴ】

農産物直売所以外の取組としては、地元産農産物の学校給食への活用などがあり、本市の教育委員会でも地元産農産物を使って学校給食を調理しており、納入業者登録した地元生産者からも農産物を購入しています。

学校給食に供給する農産物は、求められる規格や品質を満たす必要があることと、限られた予算の中で材料を調達する学校給食に使用するためには、買取価格が安価でなければならないことや、日ごとに変わる献立に対応した農産物を大量に配達して納入しなければならないこともあり、納入業者登録をする生産者数が伸び悩んでいます。学校給食に使用する本市産野菜の量は徐々に増加しています。

本市では、経営所得安定対策の取組の中で産地交付金の本市上乘せ分として、学校給食用野菜、果樹等の作付に対し 10a 当り最高で 10,000 円を交付して地産地消の取組を支援していますが、納入用の農産物の保管施設や運搬方法確保への支援も検討する必要があります。

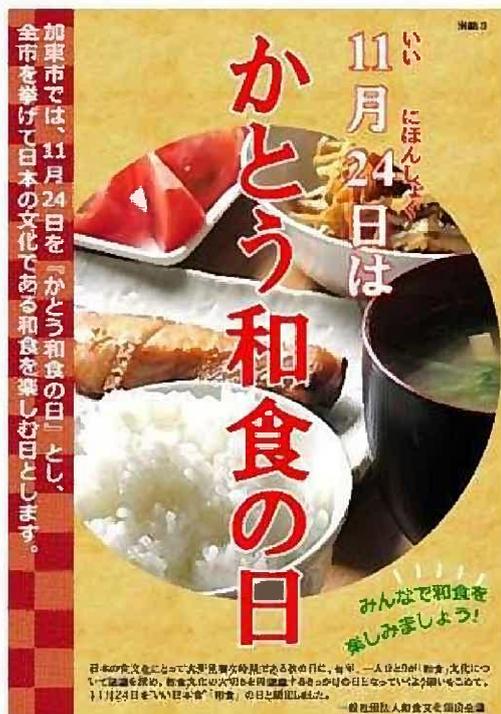
また、農産物直売所の売上が伸びている背景には、消費者の食の安全への意識の高まりが背景にあります。

兵庫県の認証食品には、ひょうご推奨ブランドのほかに、ひょうご推奨ブランドの審査基準に加えて、化学肥料・農薬の使用を 5 割以上減らし、残留薬品・抗生薬品を国の基準の 1/10 以下とするなど、安全性が高く、出荷記録による管理を徹底した安心感のある食品をひょうご安心ブランドとして認証しています。

食品名	受証者名称	食品区分	主な販売場所
酒米	株式会社 玄米家	米	藤本糧穀 株式会社
ばれいしょ	コスモス会 安心 ブランド グループ	野菜	道の駅 とうじょう
ほうれんそう			
ねぎ			
かぼちゃ			
キャベツ			
たまねぎ			
ピーマン			
しゅんぎく			
にんじん			
ごぼう			
かんしょ			
米（うるち米）	藤井義文	米	ヤマダストア、 元町おいしん ぼ館、ふれすこ 社店、道の駅と うじょう
もち米			
色素米			
機能性米			

【表 2-2-7 ひょうご安心ブランド加東市産食品認証状況
出典：兵庫県 HP】

◇食育・健康食推進の取組



【図 2-2-38 かとう和食の日チラシ】

本市の認証状況は左記のとおりで、本市では、国の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用して取組を支援しています。一方、北播磨地域内の他の市町でも生産部会や営農組織が多くの品目を受証しており、安全・安心という付加価値により、販売効果を高めることも期待できるため、さらに認証取得の取組を進める必要があります。

本市では、市制 10 周年記念事業の一環として、平成 28 年（2016 年）9 月に、京都老舗料亭菊乃井三代目主人「村田吉弘」氏を講師としてお招きし、「日本酒と和食文化」の魅力を発信～山田錦のまち加東から～を演題に講演会を開催したことをきっかけに、加東市の食育の取組として、11 月 24 日（イイニホンシヨク）を「かとう和食の日」とし、全市を挙げて日本の文化である和食を推進することを決定しました。

今後も市内の各学校園を中心に、和食給食の実施に合わせた食育活動を推進していく計画で、取組の中で市内の特産である東条産山の芋やたきのなすを食材に使用する試食や料理実習などが予定されています。

学校給食では、児童・生徒の健康の保持・増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事の在り方や望ましい食習慣の形成を目指すため、安全・安心でおいしい給食を提供し、給食の献立を「生きた教材」として活用しながら、給食センターと学校、家庭とが連携して食育を進めていく必要があります。この取組を進めていくためにも地元産の安全・安心な農産物の活用は欠かせません。

(10) 生産環境の状況

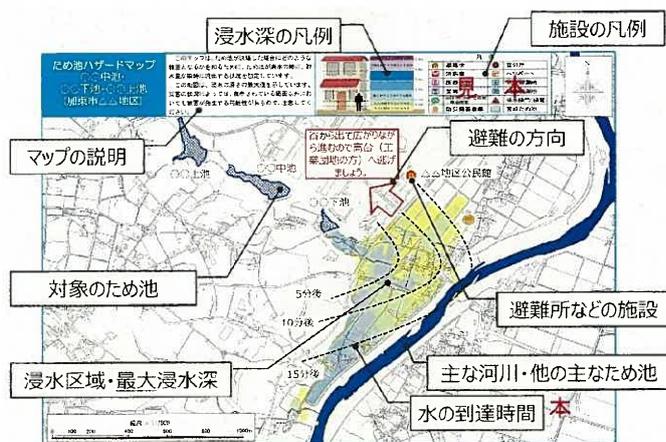
◇ため池、土地改良施設の状況



【図 2-2-39 改修後の長谷地区池ヶ谷奥池 出典：加東市】



【図 2-2-40 地域によるため池の保全活動 出典：加東市】



【図 2-2-41 ため池ハザードマップ 出典：加東市】

本市の農業生産基盤については、昭和 47 年（1972 年）の野村地区の農業構造改善事業から始まり、市内のは場整備率は、平成 27 年度（2015 年度）末において農業振興区域の水田面積 2,401ha に対して 2,132ha が整備されており、整備率は 88.8%となっています。

農地・農道・水路・ため池等総合的な整備が行われてきましたが、築造より 40 年近く経過したものもあり、老朽化による維持管理への支障が懸念されており、79 の農会組織のうち 75 地区が「多面的機能支払交付金制度」による施設の長寿命化のための補修等の活動に取り組んでいます。

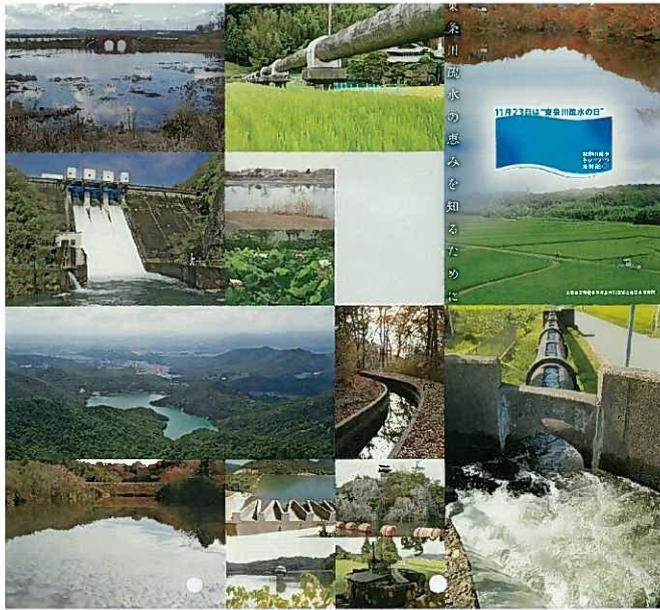
また、異常気象によるゲリラ豪雨や大規模地震が発生した場合、防災上問題がある施設もあり、対策を急ぐ必要があります。

平成 24 年（2012 年）には梅雨前線による豪雨が発生し、市内でため池が破堤する災害が発生したことを踏まえ、農業生産基盤施設としてだけでなく、防災上の観点から整備及び保全を進めなければなりません。

本市は瀬戸内型気候に属し、年間の降雨量が少なく、古くより多くのため池が築造されています。

市内には、約 1,000 のため池が点在しており、そのうち 0.5ha 以上の受益地を持つ 520 箇所のため池を特定ため池と位置づけ、耐震化及び「ため池ハザードマップ」の作成を進めています。平成 27 年度（2015 年度）末の耐震整備済みは 7 箇所、耐震整備率は、1.35%にとどまっています。

◇国営農業用水施設の状況



【図 2-2-42 国営水利施設群 出典：兵庫県】

◇東条川疏水ネットワーク博物館構想



この構想は、地域全体を屋根のない博物館としてとらえ、疏水等の施設や地域の歴史・文化、そこに住む人々の様々な活動そのものが展示物であるという考えのもと、地域全体で東条川疏水について学び、疏水にまつわる人と水、人と人のネットワークの力を高めることにより、東条川疏水を地域の大切な財産として守り、活かし、より良い形で次世代に引き継いでいくことをめざすものです。

【図 2-2-43 東条川疏水ネットワーク博物館構想 出典：兵庫県】

本市の基幹的な農業用水施設は、国営東条川農業水利事業【昭和 22 年度（1947 年度）～昭和 39 年度（1964 年度）】により整備されましたが、事業完了後 50 年以上が経過し、老朽化による漏水事故や用水不足が発生しています。

地域がめざす水田農業経営を継続的に発展させるためには、農業用水の安定供給が不可欠であり、地域内の農業用水再編や今後発生が懸念される地震等大規模自然災害に対応するための、ため池群を含めた施設の改修・補強が急がれます。

これらを解消するため、兵庫県では、長期的な維持管理計画のもとに国営土地改良事業「東条川二期地区」の事業化に向けて地区調査を進めています。

本市の属する播磨地域は、もともと雨が少ないことに加え、丘陵地、台地、段丘などの地形条件により、河川からの水利用も難しかったため、安定的な水源の確保が困難でした。

東条川疏水は、昭和 3 年(1928 年)に築造の始まった昭和池、昭和 22 年(1947 年)に築造が始まった戦後初のコンクリートダムである鴨川ダムを主な水源とした 108km の水路網であり、加東市、小野市、三木市にまたがる約 3,500ha の農地を潤しています。

東条川疏水は、平成 18 年(2006 年)に全国疏水百選にも選定されましたが、この疏水を「博物館」に見立て、平成 24 年(2012 年)3 月に「東条川疏水ネットワーク博物館構想」が策定されました。

◇有害鳥獣被害の状況

◆獣害被害額（農業共済被害報告額）の推移

2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
931千円	1,441千円	1,488千円	3,006千円	3,191千円

【表 2-2-8 獣害被害額の推移 出典：小野加東広域事務組合】

◆有害鳥獣捕獲頭数の推移

	イノシシ	シカ	カラス	アライグマ	ヌートリア
2011年度	27頭	0頭	46羽	131頭	20頭
2012年度	14頭	0頭	9羽	169頭	45頭
2013年度	9頭	2頭	36羽	147頭	51頭
2014年度	22頭	0頭	21羽	268頭	51頭
2015年度	20頭	0頭	18羽	197頭	40頭
2016年度	30頭	0頭	36羽	324頭	25頭
合計	122頭	2頭	166羽	1,236頭	232頭

【表 2-2-9 有害鳥獣捕獲頭数の推移
出典：加東市獣害対策協議会】

◆害獣侵入防護柵設置の実績

年度	市単独事業		国庫補助事業	
	整備 地区数	柵の延長	整備 地区数	柵の延長
2011年度	7地区	7,711.0m	3地区	4,608.0m
2012年度	3地区	3,507.0m	5地区	7,575.0m
2013年度	3地区	1,418.0m	1地区	155.0m
2014年度	1地区	913.0m	3地区	2,699.0m
2015年度	1地区	715.5m	1地区	3,340.0m
2016年度	3地区	1,493.0m	4地区	5,583.0m
合計	18地区	15,757.5m	17地区	23,960.0m

【表 2-2-10 害獣侵入防護柵設置の状況 出典：加東市】



【図 2-2-44 補助制度により設置した電気柵 出典：加東市】

◆兵庫県猟友会加東支部会員の状況

年度	会員数	平均年齢
2012年度	24人	63.9歳
2013年度	28人	64.1歳
2014年度	28人	65.3歳
2015年度	28人	66.3歳
2016年度	29人	65.6歳

※正式な団体名＝一般社団法人兵庫県猟友会加東支部

【表 2-2-11 兵庫県猟友会加東支部の状況
出典：加東市獣害対策協議会】

全国的にも有害鳥獣の被害が拡大していますが、本市においても、イノシシ、シカなどの野生動物やアライグマ、ヌートリアなどの特定外来生物による農作物への被害が年々拡大しています。

表 2-2-8 の獣害被害額は、農業共済の支払対象となった水稻の被害額ですが、この共済制度では、耕地ごとに3割を超える被害が生じた場合を補償の対象としていることや、野菜類の被害が含まれていないため、実際の被害額はさらに大きな額になります。

本市では、被害防止のための侵入防護柵設置に対して、平成 23 年度（2011 年度）から、国の補助制度と市単独の補助制度を併用して積極的な支援を行っています。

また、有害鳥獣の侵入防護柵設置以外の対策として、有害鳥獣を人里に近づけない防除対策を講じるため、地域ぐるみで獣害対策に必要な知識を習得する「獣害セミナー」を開催しています。

被害が発生すると、猟友会に捕獲を依頼して対応しており、捕獲実績が増加傾向にあるものの、被害額は減少しておらず、有害鳥獣の個体数増加が懸念されます。

また、捕獲対策の主体となる猟友会は、会員数の伸び悩みと、会員の高齢化が進んでいます。

本市では、狩猟免許取得にかかる経費の一部を補助する制度を運用していますが、狩猟免許取得の希望者は増加していません。

(11) 地区別の状況

東西に広がる本市には、79の農会組織があり、農家戸数が10戸未満の組織から100戸を超える組織まで千差万別です。地勢や土壌などにより、地域ごとの生産環境の違いがあるため、本市農業の将来像や基本方針を検討するうえでも、地区ごとの事情に配慮した方向付けが必要です。

地域の実情に即した地域農業の青写真を作成していくには、人・農地プランの策定の取組を進めることが重要ですが、その他にも、生産環境の違いに即した作付計画の立案や営農指導などが求められます。

No.	農会名	農家戸数 (戸)	水田面積 (ha)	地勢	人・農地 プラン策定	集落営農	酒米品質 ランク
1	社	57	19.2	平野			
2	山国	130	148.9	丘陵地	○	組合	特 Ac
3	嬉野	27	17.6	丘陵地			
4	松尾	29	25.1	平野			
5	出水	55	27.9	平野			
6	田中	33	29.2	平野		組合	
7	鳥居	25	24.1	平野	○		
8	貝原	24	20.0	平野		組合	
9	野村	65	43.9	平野		組合	
10	西垂水	21	12.5	平野	○		
11	窪田	47	25.6	平野		組合	
12	家原	51	22.4	平野	○		
13	上中	58	20.3	平野	○		
14	梶原	18	8.4	平野			
15	喜田	31	35.2	平野			
16	沢部	34	33.3	平野	○	組合	
17	福吉	31	22.8	平野		組合	
18	上田	96	56.5	平野	○	組合	
19	大門	39	27.8	平野	○	組合	
20	西古瀬	53	50.9	平野	○	組合	
21	中古瀬	49	38.1	平野	○	組合	
22	東古瀬	45	40.8	平野	○	組合	
23	屋度	44	30.2	平野	○	組合	
24	東実	47	50.2	丘陵地	○		
25	畑	22	22.5	丘陵地			特 Aa
26	廻渚	25	16.4	丘陵地			特 Aa
27	池之内	18	13.3	丘陵地			特 Aa
28	上久米	86	55.2	丘陵地	○		特 Aa
29	下久米	95	58.3	丘陵地			特 Aa
30	久米	81	75.4	丘陵地		組合	特 Aa
31	上三草	59	47.2	丘陵地	○		特 Aa
32	下三草	33	27.3	丘陵地	○	組合	特 Aa
33	木梨	49	50.0	丘陵地	○	組合	特 Ab
34	藤田	42	58.9	丘陵地	○	組合	特 Aa
35	山口	15	10.4	中山間			特 Ab
36	馬瀬	21	12.6	中山間			特 Ab

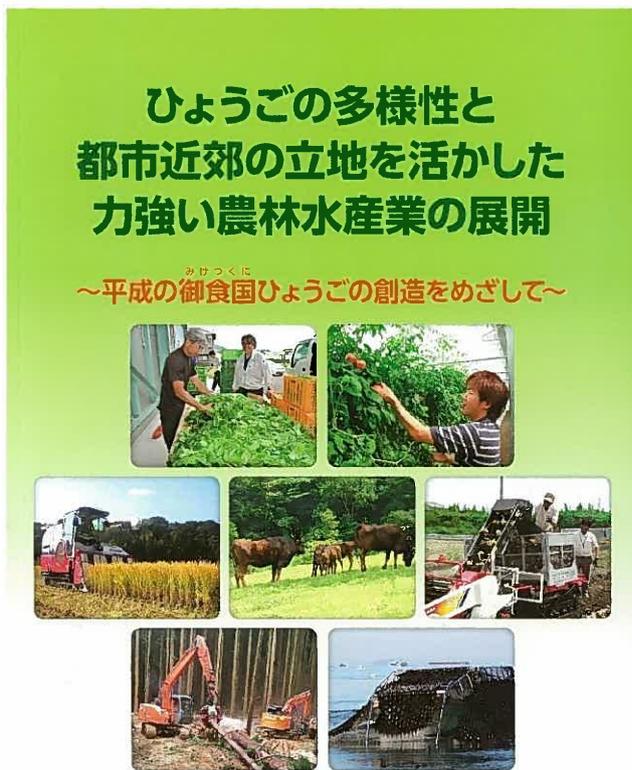
37	牧野	44	48.1	丘陵地	○		特 Aa
38	吉馬	31	28.9	丘陵地	○		特 Aa
39	上鴨川	41	45.4	中山間		組合	特 Ac
40	下鴨川	23	17.4	中山間	○		特 Ac
41	平木	33	18.5	中山間	○		特 Ac
42	光明寺	26	17.5	丘陵地			
43	上滝野	76	17.3	平野			
44	下滝野	60	13.9	平野			
45	河高	94	56.9	平野	○	組合	
46	高岡	138	107.4	丘陵地	○		
47	新町	30	9.4	平野			特 Ac
48	北野	42	9.8	平野			特 Ac
49	穂積	47	34.9	平野	○	組合	特 Ac
50	稲尾	25	34.2	丘陵地	○	法人	特 Ac
51	曾我	24	26.1	丘陵地	○	法人	特 Ac
52	多井田	34	22.3	平野			特 Ac
53	天神	54	26.9	丘陵地	○		特 Aa
54	捨鹿谷	32	27.3	丘陵地		組合	特 Aa
55	黒谷	40	28.8	丘陵地	○		特 Aa
56	古家	32	30.3	丘陵地	○		特 Aa
57	常田	26	15.1	丘陵地			特 Aa
58	西戸	25	26.7	丘陵地			特 Aa
59	少分谷	9	14.8	丘陵地			特 Aa
60	貞守	42	45.4	丘陵地	○		特 Aa
61	長井	30	32.1	丘陵地			特 Aa
62	長谷	41	28.3	丘陵地			特 Aa
63	黒石	27	27.9	丘陵地			特 Aa
64	横谷	28	17.1	丘陵地			特 Aa
65	森	50	30.1	丘陵地		組合	特 Aa
66	岡本	79	46.7	丘陵地	○	法人	特 Aa
67	岩屋	21	11.5	丘陵地	○		特 Aa
68	森尾	14	5.4	丘陵地			特 Aa
69	新定	82	54.5	丘陵地		組合	特 Aa
70	吉井	42	20.6	丘陵地			特 Aa
71	小沢	24	18.1	丘陵地			特 Aa
72	栄枝	32	20.7	丘陵地			特 Aa
73	厚利	32	19.8	丘陵地			特 Aa
74	松沢	40	43.9	丘陵地	○		特 Aa
75	東垂水	26	13.1	丘陵地			特 Aa
76	大畑	47	25.6	丘陵地			特 Aa
77	蔵谷	29	14.6	丘陵地			特 Aa
78	藪	30	23.1	丘陵地	○	組合	特 Aa
79	依藤野	9	9.6	丘陵地			特 Aa

※水田面積は、地区内水田の面積ではなく、組織を構成する生産者の経営面積の合計です。

【表 2-2-12 加東市内地区別状況 出典：加東市】

(12) 兵庫県及びみのり農業協同組合のビジョン

◇「ひょうご農林水産ビジョン 2025」の方向性



ひょうご農林水産ビジョン2025
兵庫県

【図 2-2-45 ひょうご農林水産ビジョン 2025 出典：兵庫県】

ひょうごの多様性と都市近郊の立地を活かした
力強い農林水産業の展開
~平成の御食国ひょうごの創造をめざして~

【図 2-2-46 2025 年を想定した農林水産業・農山漁村のめざす姿 出典：兵庫県】

基本方向 1	需要に応える農業の競争力強化と持続的発展
基本方向 2	木材の有効利用と森林の保全・再生
基本方向 3	豊かな海の再生と水産業・浜の活性化
基本方向 4	新たな価値創出による需要の開拓
基本方向 5	活力ある農村（むら）づくりの推進
基本方向 6	食と「農」に親しむ楽農生活の推進

【表 2-2-13 めざす姿の実現に向けた施策の基本方向 出典：兵庫県】

本計画の策定においては、兵庫県が策定している「ひょうご農林水産ビジョン」及びみのり農業協同組合が策定している「第 5 次営農振興計画・営農振興ビジョン」の内容を踏まえ、その方向性との整合を図る必要があります。

兵庫県は、平成 28 年（2016 年）3 月に、県の農林水産業の基本方向を定める「ひょうご農林水産ビジョン 2025」を策定し、目指す姿と基本方向が示されています。

本計画に深く関わる基本方向についても、推進方向と施策項目が下記のとおり記載されています。

◆基本方向 1

〈推進方向〉

消費者・実需者の多様なニーズに対応し、都市近郊の立地やひょうご五国の地域特性を活かして、園芸作物や但馬牛など農畜産物の生産拡大を図る。

また、新規就農者の確保・育成や集落営農組織等の法人化により、効率的かつ安定的な農業経営を行う、多様な担い手の確保を進める。

〈施策項目〉

- 野菜等園芸作物の生産拡大
- 土地利用型作物（米・麦・大豆）のブランド力向上
- 環境創造型農業の拡大
- 農地の集積・集約化と農業用水の確保
- 多様な担い手の確保・育成
- 畜産物のブランド力と生産力の強化
- 都市農業の推進

◆基本方向 4

〈推進方向〉

生産者と消費者が農林水産業・農山漁村をともに支える県産県消を推進する。

〈施策項目〉

- 新たな需要や市場の積極的な開拓
- 効率的・安定的な流通の確保
- 消費者の信頼の確保と県産県消の推進

◇北播磨地域のアクションプラン

豊かな自然と人が育む「農」と「食」の郷づくり



地域のめざす姿

北播磨地域の豊かな自然と、県の中央に位置し多くの地域と接する立地の強みを活かして、産地と消費者との活発な交流を促し、活力ある農林業の創造と地域全体の活性化をめざします。

将来の担い手である若者にとって農業が魅力的な仕事となるよう、北播磨の特産農畜産物のブランド力強化、また、これらを活用した6次産業化や地産地消を促進します。

【図 2-2-47 北播磨地域のめざす姿 出典：兵庫県】

基本方向と取組内容（主なもの）

基本方向 1 需要に応える農業の競争力強化と持続的発展

○野菜等園芸作物の生産拡大

トマトやいちご等の施設野菜は、先進的な環境制御技術を活用した施設園芸の支援と施設整備等により生産の拡大を図ります。

花きは、オリジナル品種の育成や新たな商品開発・販路開拓による有利販売によって産地を活性化し、ブランドの構築を推進します。

ぶどう、ももは、消費者ニーズの高い品種への転換と高付加価値販売を推進し、ブランド化を図ります。また、新規就農者等の育成・確保により歴史ある産地の維持拡大を図ります。

○土地利用型作物（米・麦・大豆）のブランド力向上

米は、品質を重視したおいしい米づくりと直播栽培など省力・低コスト栽培技術の確立・普及により、需要に応じた計画的な生産と推進します。特に、酒造好適米「山田錦」については、酒造業者等実需者のニーズに沿った高品質な山田錦の安定生産に取り組めます。

基本方向 4 新たな価値創出による需要の開拓

○新たな需要や市場の積極的な開拓

北播磨のブランド農畜産物の活用を拡げるため、農山加工グループや地域内企業と連携した新商品の開発、都市部へのPR・販売促進を支援します。

基本方向 5 活力ある農村（むら）づくりの推進

○集落の活性化と雇用・所得の拡大

農地や水路等地域資源を地域ぐるみで保全する活動の支援やため池の水面利用による太陽光発電の導入などにより、集落の活性化と農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図ります。

【表 2-2-15 北播磨地域の実現に向けた施策の基本方向と取組内容 出典：兵庫県】

◆基本方向 5

〈推進方向〉

持続的な営農に加え、地域の共同活動、野生動物の被害対策などの取組を通じて、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る。

また、若者、女性、高齢者、移住者など、多様な人材が能力を発揮し、農産物の生産、農産物の加工・直売、農家レストラン等の農業・農村関連ビジネスに取り組み、農村の持続的発展をめざす。

〈施策項目〉

- 集落の活性化と雇用・所得の拡大
- 農村の防災・減災対策の推進
- 野生動物の管理や被害対策の推進

◆基本方向 6

〈推進方向〉

市民農園の利用や二地域居住の促進などにより、県民誰もが「農」に親しみ、ゆとりとやすらぎが実感できるライフスタイル「楽農生活」の実現をめざす。

また、食と「農」について理解を進め、和食をはじめとする食の継承、新たな地域食の創造を推進する。

〈施策項目〉

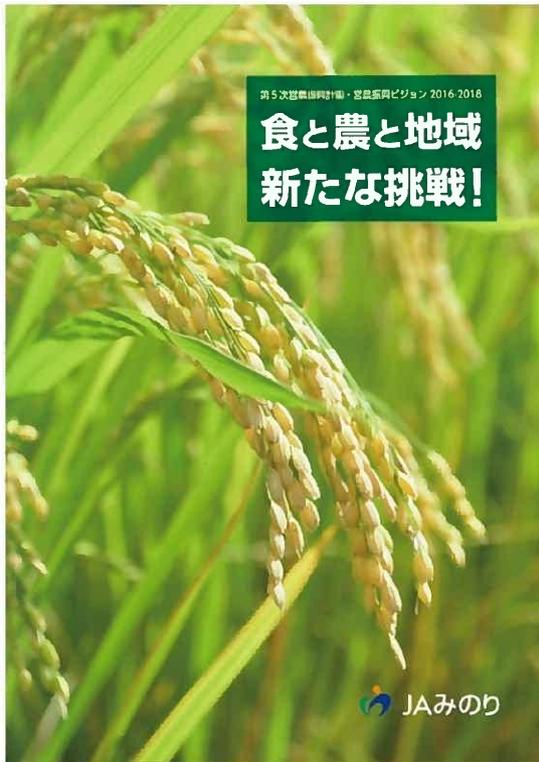
- 「農」への積極的な関わりの推進
- 「農」を支える交流・定住の促進
- 健やかな食の継承と創造

【表 2-2-14 ビジョンの基本方向ごとの推進方向及び施策項目 出典：兵庫県】

また、ビジョンには、県下の地域別にアクションプランが掲載されており、本市の属する北播磨地域のめざすべき姿や基本方向と取組内容がまとめられています。

アンケート結果では、国、県の農業施策に関心がある方は、全体の 30.9% となっています。

◇JAみのり第5次営農振興計画
営農振興ビジョン 2016-2018 の方向性



【図 2-2-48 第5次営農振興計画・営農振興ビジョン 2016-2018
出典：みのり農業協同組合】

◇加東地域営農振興ビジョン

重点振興方策
<p>山田錦を代表とする加東市産酒造好適米の質と量について、加東酒米部会や関係機関と一体的に取り組み、灘五郷をはじめとする全国の蔵元が要望する高品質安定生産を図ります。</p> <p>営農組織や認定農業者など、多様な担い手を支援すると共に、地域環境と風土に根ざした地域特産物の産地振興に努めます。</p>
生産組織を機軸とした酒米生産振興
<ul style="list-style-type: none"> ・加東酒米部会を核に、蔵元と生産者が酒米を通じて繋がる村米組織活動により、酒米生産振興を図ります。 ・加東市山田錦乾杯まつりのイベント開催で、生産者・蔵元・愛飲家の川上から川下までを結びつけ、山田錦の生産と日本酒消費拡大を図ります。 ・穂肥診断や酒米品評会を実施し、生産技術と品質向上に努めます。 ・土壌分析や展示圃の調査結果を基に「土づくり」の大切さを推進します。 ・「山田錦情報」などで栽培適期情報を発信すると共に、栽培指導の充実を図ります。 ・加東酒米生産者大会などで、酒米情報を生産者と共有し、酒米振興の意志統一を図ります。
地域の環境や風土に根ざした営農振興
<ul style="list-style-type: none"> ・「加東市特産物栽培部会新規加入者推進事業」により、地域特産物の生産振興を援します。 ・経営改善を目指した水稲湛水直播栽培の取り組みを支援します。 ・白、黒大豆や小麦などの畑作物を導入した栽培体系による、水田活用と所得の改善を支援します。
多様な担い手支援
<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農やグループ営農の設立、法人化を支援します。 ・認定農業者や専業農家の営農に関する情報の提供や提案を行います。 ・新規就農者の就農支援を行います。

※原文を掲載

【表 2-2-17 加東市地域別営農振興ビジョン
出典：みのり農業協同組合】

みのり農業協同組合が策定している「JAみのり第5次営農振興計画・営農振興ビジョン 2016-2018」は、平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）を計画期間としており、以下の基本目標、テーマ、策定方針が示されています。

◆基本目標

みどりと環境、農業と農地を守り、安心して未来につなぐ営農事業活動

地域のかげがえのないきれいな水と空気を保つ自然の生態系を再生産し、「環境の産業」「緑の産業」である農業の役割・機能を再確認するとともに、あらゆる分野での共生のもとに、地域の特性と資源を守り生かしながら、将来に希望もてる農業の振興と地域の活性化に積極的に取り組みます。

◆テーマ

「食と農と地域 新たな挑戦！」

◆策定方針

農の構造は「家族」から「組織」へと移り、農地は集約されるという流れが徐々にではありますが大きくなり、農を営む姿は変わりつつあります。この変化が、地域コミュニティに及ぼす影響は大変大きなものがあります。JAみのりは、単に営農だけではなく、地域コミュニティの将来あるべき姿を見誤る事なく、多様な担い手の要望に応えるとともに「人・農地プラン」の策定、あるいは見直しの提案をさせていただくことで、地域の営農、地域の担い手、地域コミュニティのあり方について、地域の皆様がお考えになる一助となればと思っております。

営農は、地産地消や安心をキーワードにより求められるモノを提案し、皆様と一緒に考えさせていただく事で、地域営農の発展と農業生産の拡大、並びに担い手の所得向上と地位の確立に努める活動を、市町並びに関係機関と連携し積極的に取り組んでまいります。

JAみのりは、以上の事を「つくり」「まもり」「つなぎ」そして「育てる」活動の指針として、また、私たち営農に携わる者の指針として第5次営農振興計画を策定いたしました。

※原文を抜粋して掲載

【表 2-2-16 ビジョンの基本目標、テーマ、策定方針 出典：みのり農業協同組合】

また、本市の地域別営農振興ビジョンは、左記のとおりまとめられています。